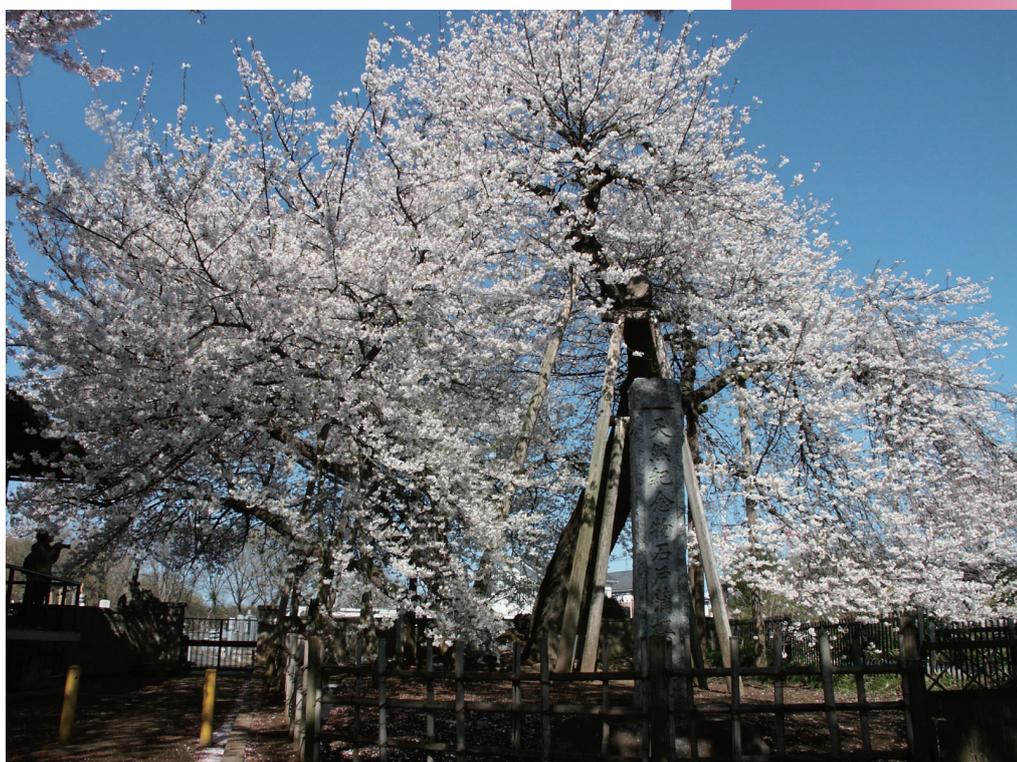


石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備基本計画



平成 25 年 3 月
埼玉県北本市

いつまでも美しい石戸蒲ザクラを守るために



北本市には、日本五大桜のひとつに数えられる「石戸蒲ザクラ」があります。蒲ザクラは、江戸時代から「蒲桜」の名称で親しまれ、大正11年に、国の天然記念物として日本で最初に指定された、桜の名木です。

蒲ザクラは、長寿であること、世界でただ一本の品種であること、平安時代の武将である源範頼にまつわる伝説や鎌倉時代に作られた板石塔婆等の歴史が残されていることが特徴です。これまで、地元の皆様のご尽力により、約800年にわたり、美しい花を咲かせ、多くの人々に愛されてきました。

このたび、北本市最大の観光資源である石戸蒲ザクラを、将来にわたって保護し、観光100万人都市の実現に向けた北本の魅力発信のシンボルとするため、石戸蒲ザクラの保護と周辺整備の基本理念、保存管理、周辺整備、活用の基本方針を明文化した、本計画を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、蒲ザクラのよりよい保護と活用に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、熱心にご審議いただきました検討委員会の委員の各位に心からお礼申し上げます。

平成25年(2013)3月

北本市長 石津賢治

目 次

第1章 計画の概要	
1-1 保護及び周辺整備計画の目的	1
1-2 計画策定範囲	1
第2章 蒲ザクラに関する調査	
2-1 現況調査	3
(1) 位置	3
(2) 蒲ザクラ及び周辺の現況	4
2-2 沿革調査	15
2-3 歴史的環境調査	17
2-4 樹勢状況調査	18
2-5 社会的環境調査	19
(1) 関連機関	19
(2) 法規制	20
(3) 上位関連計画	25
第3章 蒲ザクラの理想的な環境	
3-1 蒲ザクラの根系	27
3-2 桜の生育に適した土壌	29
(1) 通気性、排水性、保水性	29
(2) 土壌硬度	29
(3) 土の pH	29
(4) 有効土層の範囲	30
第4章 保護及び周辺整備に向けての現状と課題	
4-1 保護に向けての現状と課題	35
4-2 周辺整備に向けての現状と課題	37
第5章 保護及び周辺整備基本計画	
5-1 保護及び周辺整備の基本理念	39
(1) 基本理念	39
(2) 具体化の方針	39
5-2 保存管理計画	40
(1) 基本方針	40

(2) 保全エリアの段階的整備と保護策.....	41
(3) 樹勢の維持回復を図る保存管理.....	42
(4) 保存管理体制の充実.....	44
5-3 周辺整備計画.....	45
(1) 基本方針.....	45
(2) 全体計画.....	45
(3) 周辺整備構想図（案）.....	48
(4) 施設整備計画（参考図）.....	50
5-4 活用計画.....	60
(1) 基本方針.....	60
(2) 活用方策.....	60
(3) 実現に向けての課題.....	65
5-5 事業計画.....	66
(1) 事業の段階的整備.....	66
(2) 今後の課題.....	67
附章 資料編.....	69
1. 石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画策定の流れ.....	69
2. 石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画検討委員会.....	70
3. 石戸蒲ザクラの開花状況の推移.....	73
4. 蒲ザクラに関する各種文献等での記述.....	74
5. 参考文献.....	78

第1章 計画の概要

1-1 保護及び周辺整備計画の目的

東光寺境内にある国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」は、樹齢約800年の古木である。大正11年に天然記念物の指定を受けた当時はかなりの巨木で、福島県三春滝ザクラ、山梨県山高の神代桜、静岡県狩宿の下馬ザクラ、岐阜県根尾谷薄墨ザクラとともに「日本五大桜」のひとつとしてたたえられ、一躍全国に知られる名木となった。しかし、戦後は樹勢が急速に衰え、昭和40年代には枯死寸前にまで至ったが、その後の環境整備や度重なる樹勢回復事業の実施により、毎年花を咲かせるようになった。

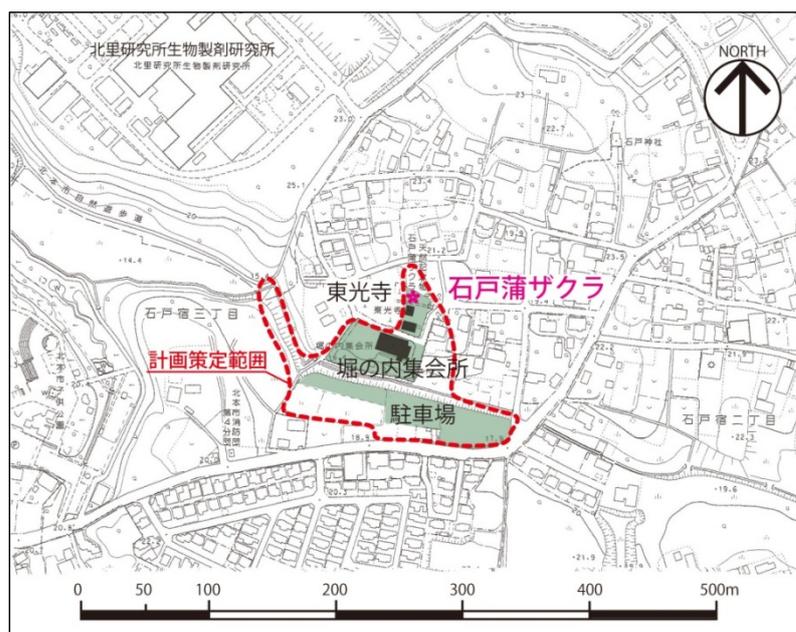
現在は古株一本と孫生えが残るだけとなったが、和名「カバザクラ」という世界でただ一本の大変貴重な品種である。また蒲ザクラには源頼朝と源義経の異母兄弟であり、蒲冠者と呼ばれた平安時代末期の武将源範頼にまつわる伝説が残され、江戸時代には多くの文人が訪れた。

天然記念物などの文化財は、文化財保護法の規定に基づき、各自治体が文化財のおかれた環境にふさわしい形で保存と活用を図ることが要請されている。今後もこの名木を保護し、北本の魅力発信の核とするために、蒲ザクラの保護と活用に向けて基礎調査を実施、保護及び周辺整備計画を策定する。

なお、本計画は、今後の保護及び周辺整備に伴う蒲ザクラの生育状況や環境の変化にも対応していくため、事業の進捗等に合わせ、計画の見直しを行うものとする。

1-2 計画策定範囲

対象地域：埼玉県北本市石戸宿 3-119 外



図：計画策定範囲位置図

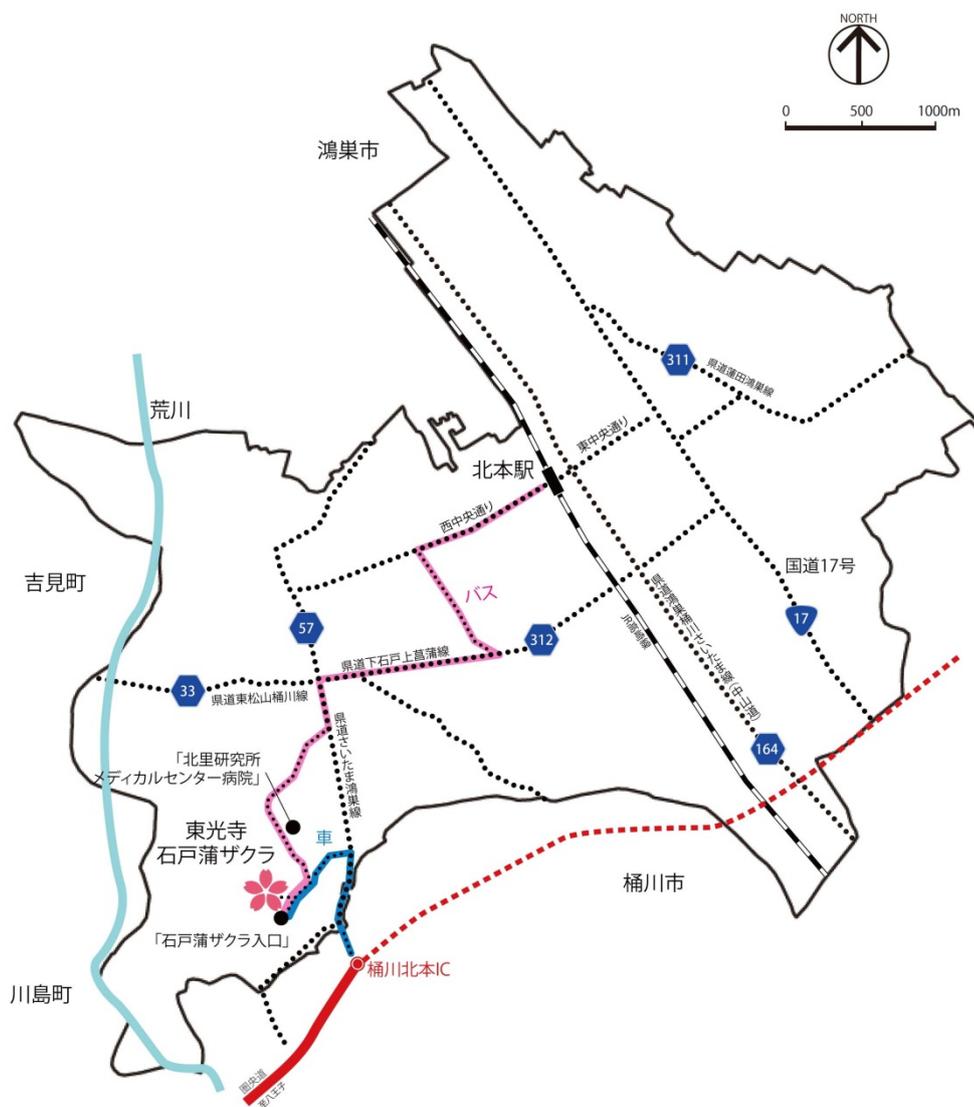
第2章 蒲ザクラに関する調査

2-1 現況調査

石戸蒲ザクラ及び周辺の現況、土地利用、植生、その他施設の立地状況等について、現況調査を行う。

(1) 位置

蒲ザクラは、北本駅から南西におよそ4km、桶川市との境界に程近い石戸宿地区の高台に位置する東光寺境内に所在する。蒲ザクラへの主な交通手段はバスと徒歩、または車である。バスは北本駅から運行している路線バスを利用し、「北里研究所メディカルセンター病院」または「石戸蒲ザクラ入口」停留所から徒歩で向かう。また、車を利用する場合は、圏央道桶川北本ICからのアクセスが便利である。

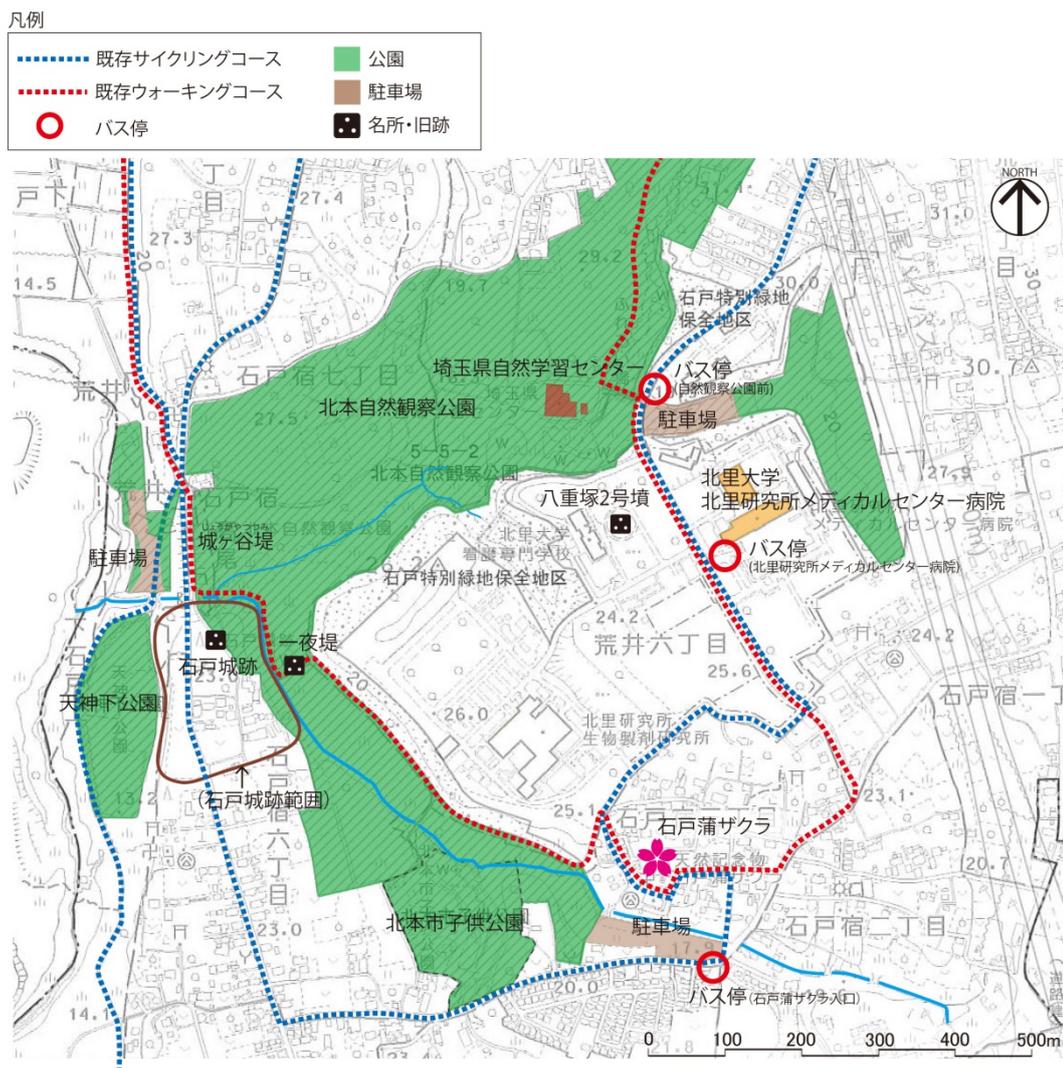


図：蒲ザクラ位置図

(2) 蒲ザクラ及び周辺の現況

(2) -1. 周辺地域の概況

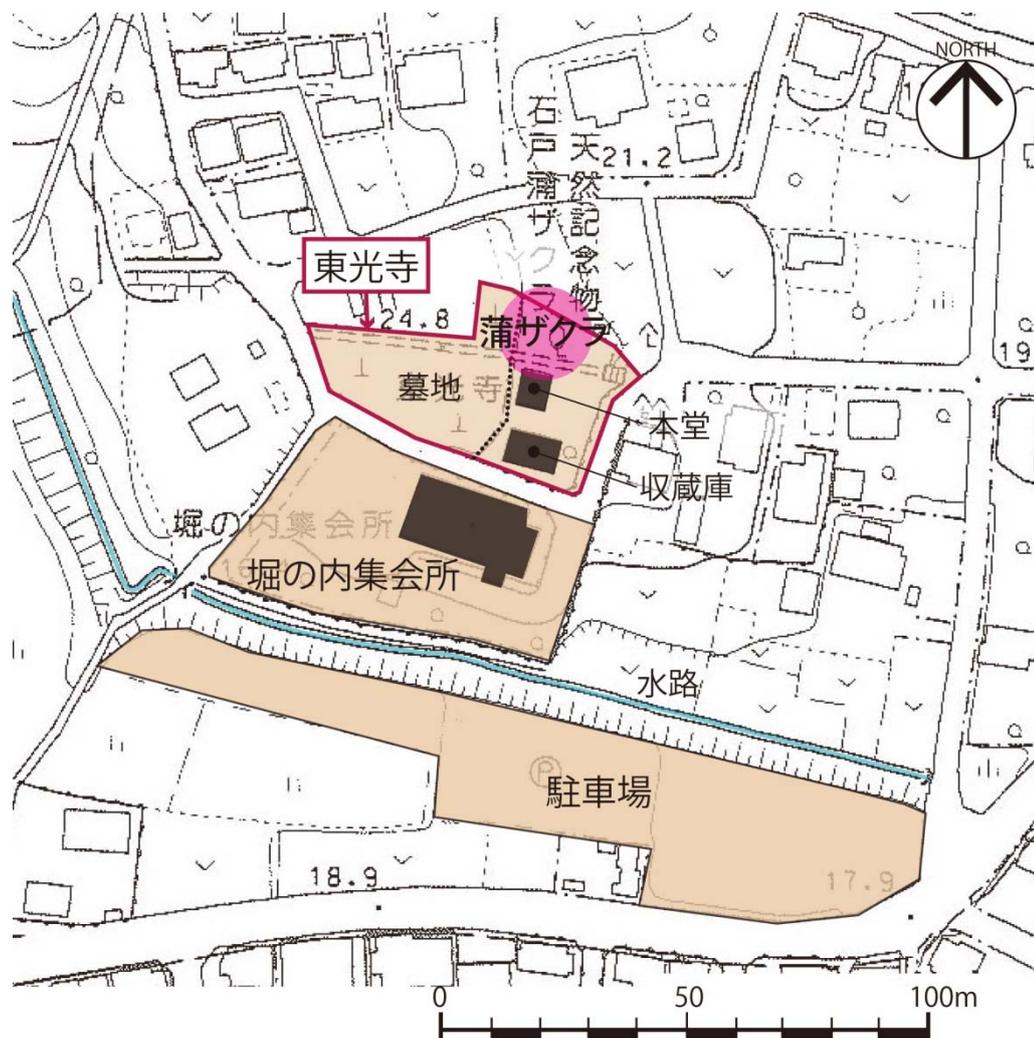
北本市南西部地域には、蒲ザクラのほか、北本自然観察公園や石戸城跡、八重塚2号墳等の自然・文化資源、北本市子供公園や天神下公園等の公園施設、城ヶ谷堤といった観光・集客資源が数多く存在している。



図：蒲ザクラ位置図（蒲ザクラ周辺）

(2) -2. 東光寺周辺の概況

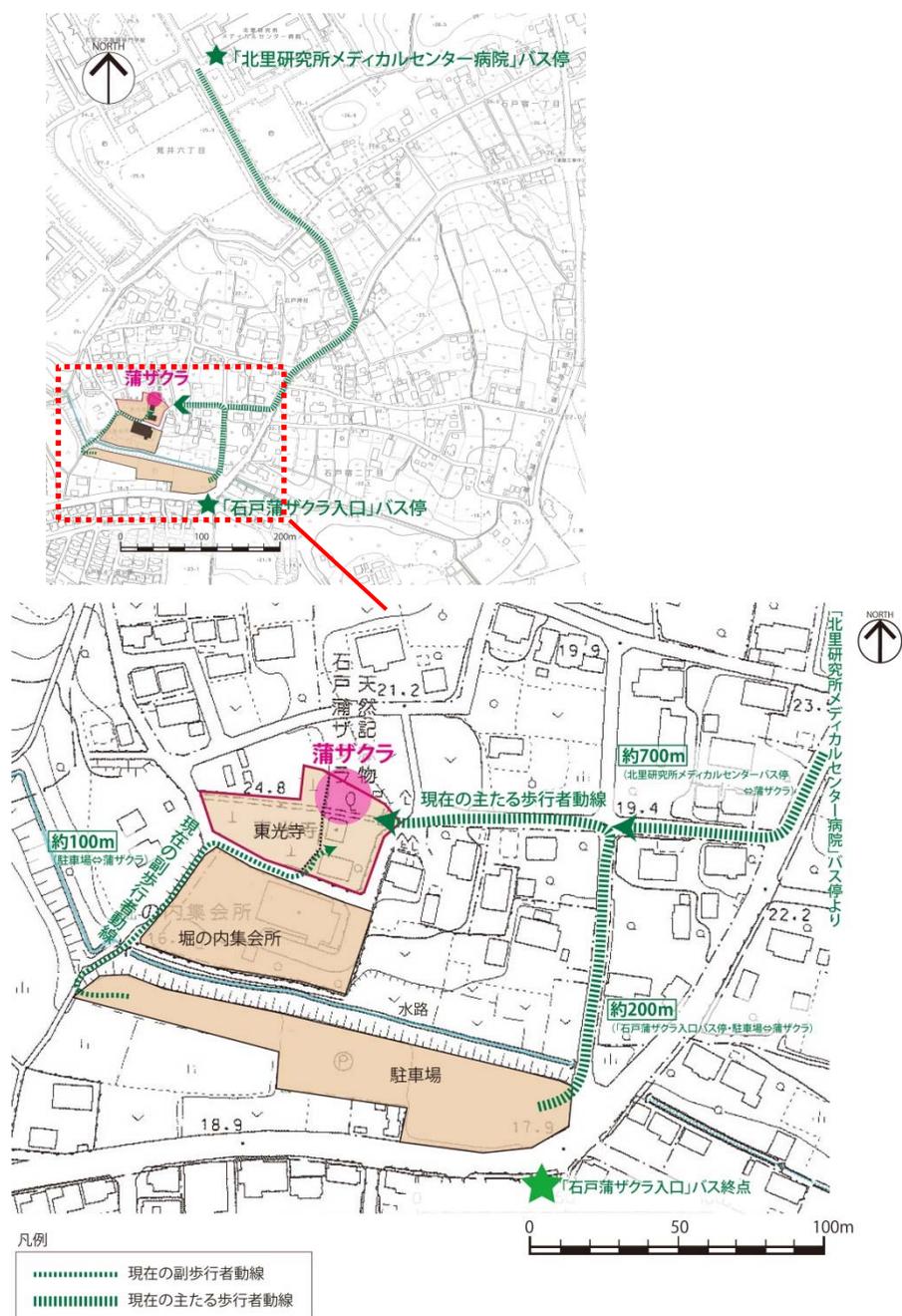
蒲ザクラが所在する東光寺境内には、東側に東光寺本堂（以下本堂とする）と板石塔婆が収められている収蔵庫、西側に墓地が配置されている。市道を挟んで南側には堀の内集会所、さらに水路を挟んで南側に、北本市子供公園と蒲ザクラ見学者のための駐車場がある。



図：蒲ザクラ及び周辺の概況

(2) -3. 現況歩行者動線

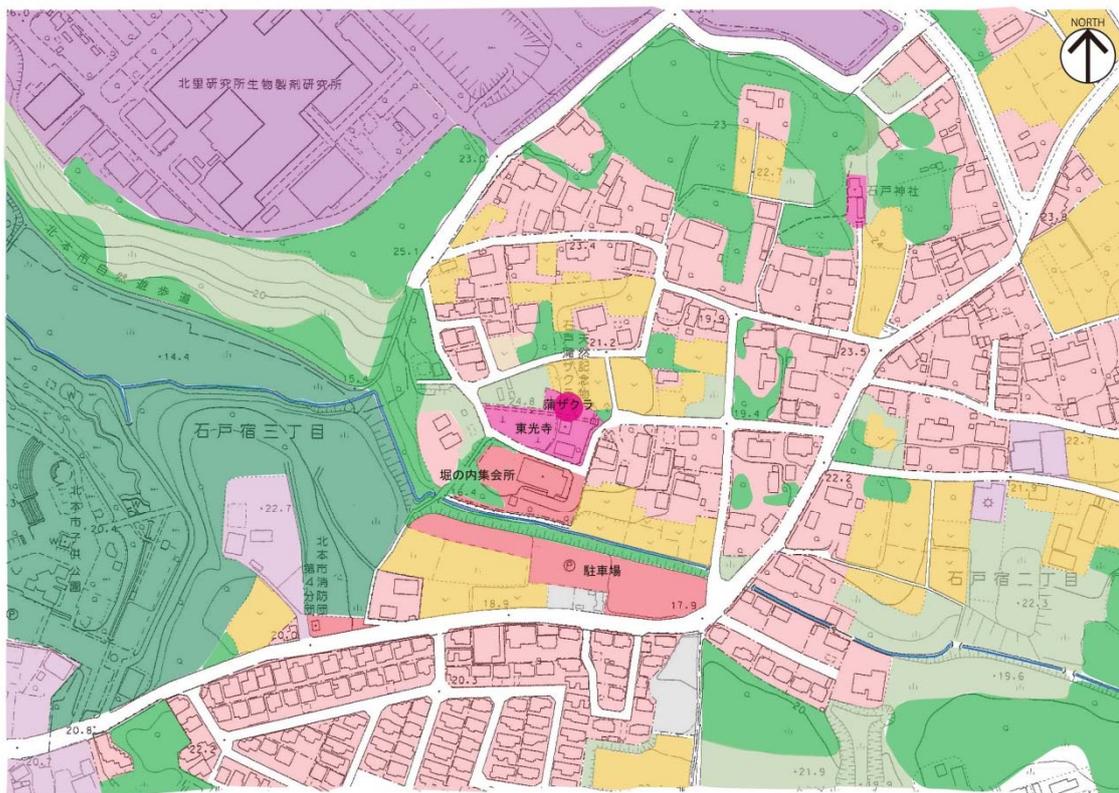
蒲ザクラへは「北里研究所メディカルセンター病院」または「石戸蒲ザクラ入口」バス停、および駐車場から徒歩でアクセスする。いずれも東光寺東側の市道（東光寺の参道にあたる道）に出て東光寺正面から入る方法が一般的に利用されている。東光寺側と駐車場側の土地の間を水路が流れているため、駐車場から直線的に蒲ザクラへアクセスする道はないが、駐車場西側から水路に架けられた橋を渡り、堀の内集会所脇の小道を抜け、東光寺の南側入口から入る方法もある。これら蒲ザクラへの歩行者動線を以下の図に示す。



図：蒲ザクラへの歩行者動線

(2) -4. 土地利用

蒲ザクラ周辺は市街化調整区域であり、東光寺の西側は、北本自然観察公園・北本市子供公園の緑地、その他は主に宅地と農地が広がっている。東光寺の北側隣接地と堀の内集会所の東側隣接地は畑として利用されている。現在、蒲ザクラ見学者と北本市子供公園の利用者の駐車場として使用されている土地の南側は水田となっている。



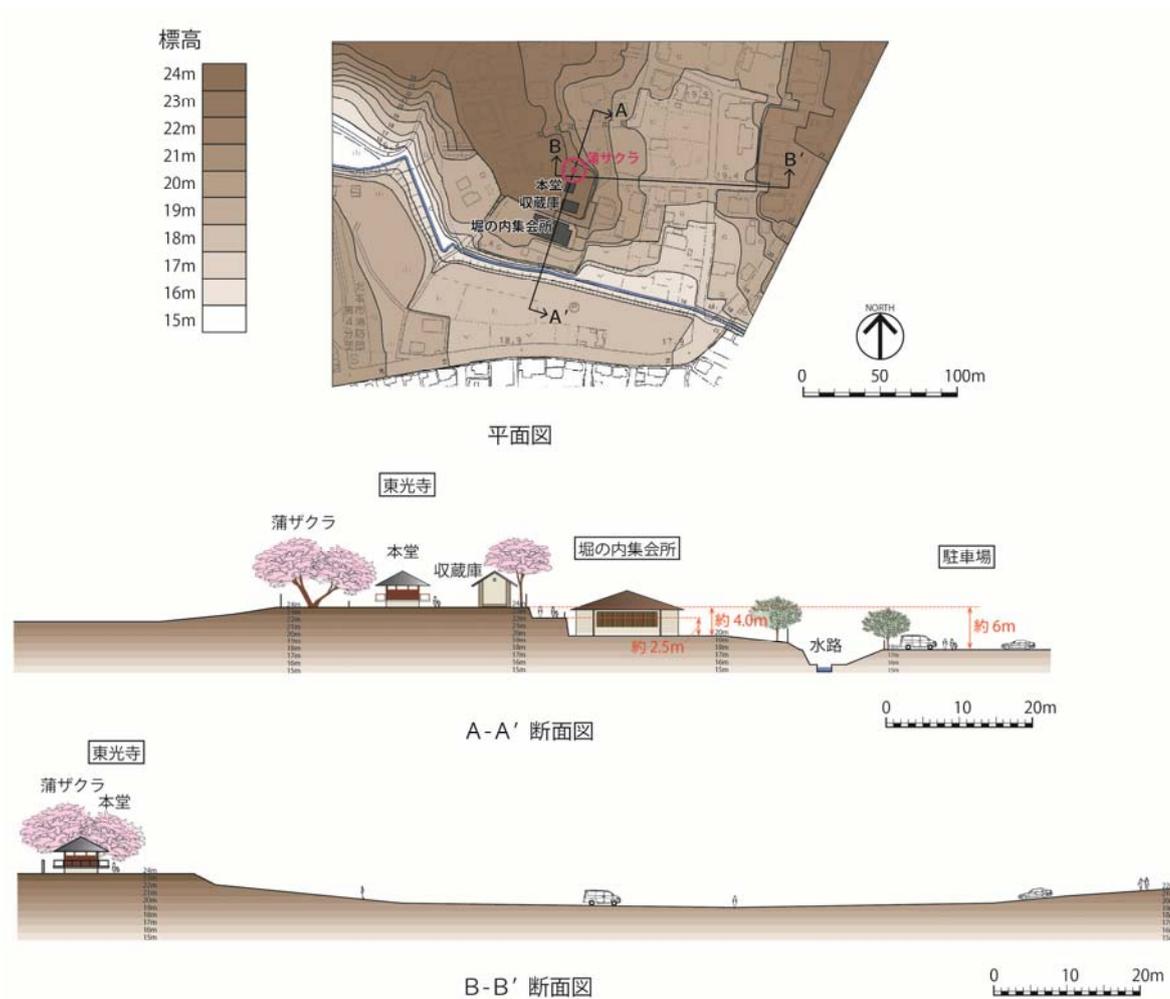
凡例

● 蒲ザクラ	■ 宅地	■ 大学病院関係施設	■ 水路
■ 寺、神社	■ 農地	■ 樹林	■ 空地
■ 公共施設	■ 工場等産業施設	■ 草地	
■ 都市公園			

図：東光寺・蒲ザクラ周辺土地利用図
(北本市都市計画図、航空写真を参考に作成)

(2) -5. 現況地形

東光寺の南約 60mを流れる水路との高低差は約 8m、東側からのアクセス道路もおよそ 130mの間に標高が 22m～19～24m と変化をする。東光寺南側に隣接する市道との高低差は最大で約 2m、堀の内集会所とは約 4mの高低差があり、狭い範囲で大きな変化に富む地形である。

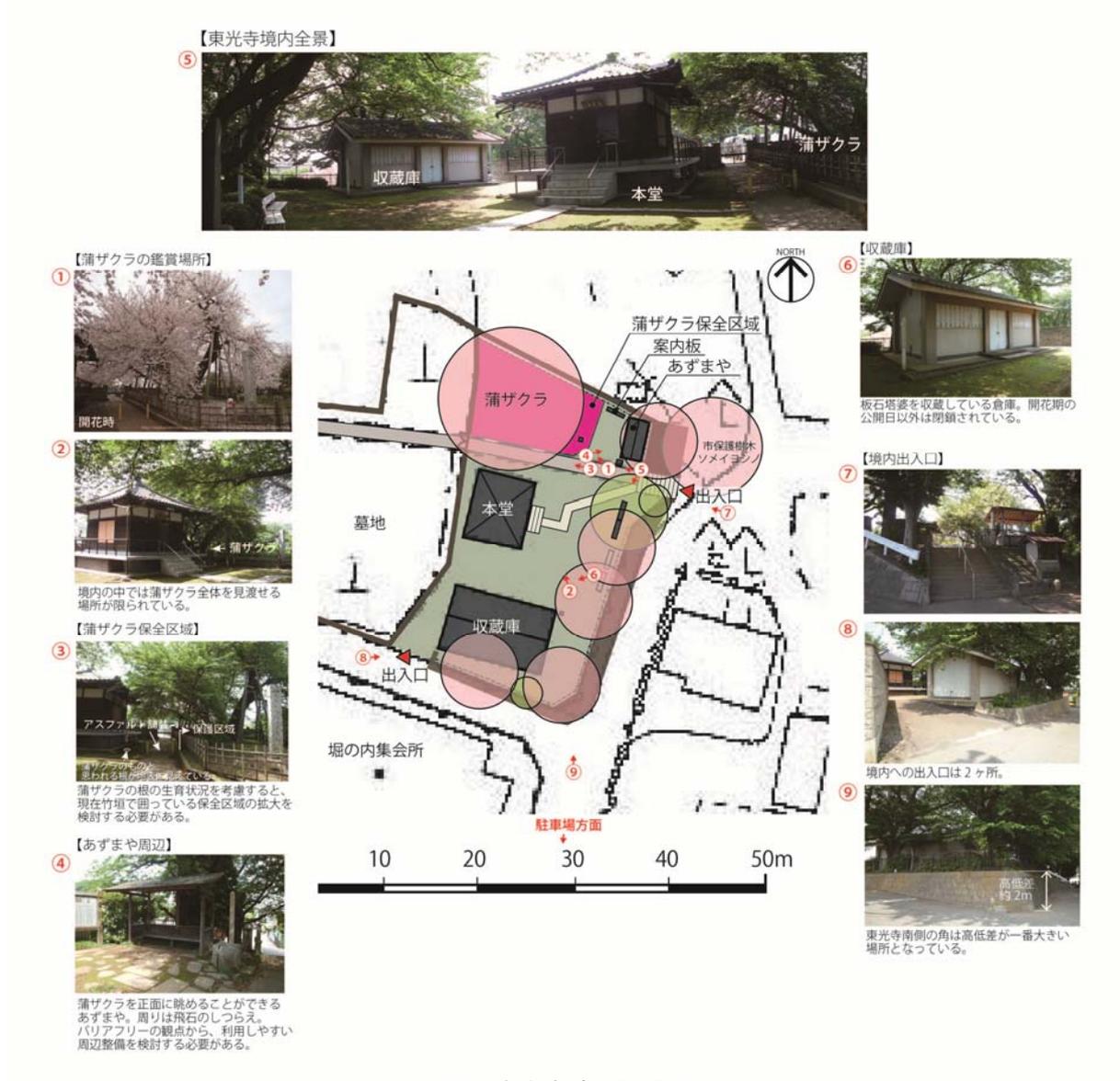


図：東光寺・蒲ザクラ周辺標高図
 (北本市基本図等高線を参考に作成)

(2) -6. 現況調査

東光寺境内、堀の内集会所、駐車場の設えや施設配置などの現況を以下の図に整理する。

【東光寺境内】



図：東光寺境内現況図

【堀の内集会所】

① 【集会所出入口】



市道と堀の内集会所の高低差は約 25m。出入口からはスロープで集会所にアクセスする。

②



スロープ終点部。

③ 【トイレ】



多目的トイレと男子トイレ (1穴1立) からなる。

④ 【堀の内集会所】

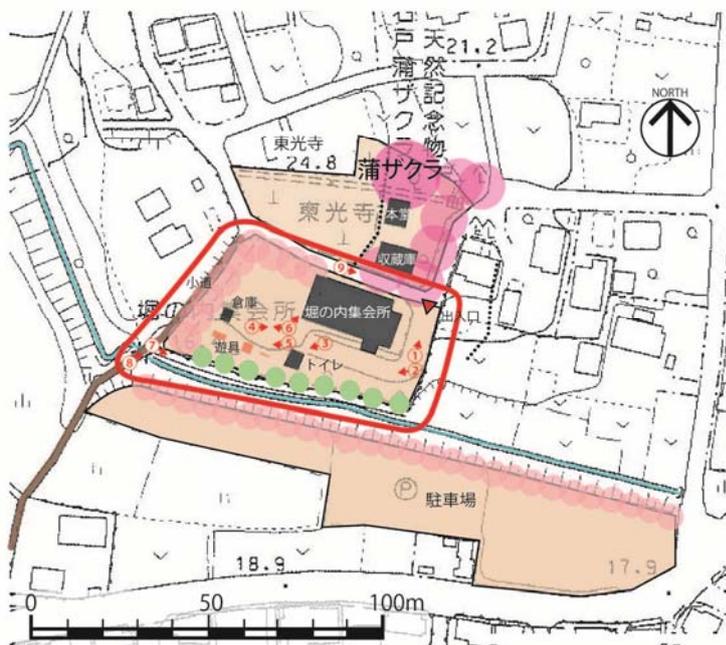


堀の内集会所は木造平屋建てであるが、玄関付近は地盤との高低差があるため、階段・スロープがついている。

⑤ 【遊具】



敷地の南西には、鉄棒、ジャングルジム、ブランコが設置されている。老朽化が進んでいる状態が見受けられるため、撤去・新設を検討する必要がある。



⑥ 【フリースペース】



主に堀の内集会所利用者の駐車場として使用されるスペース。市道の擁壁と西側の小道に沿って、ソメイヨシノが植栽されている。

⑦ 【水路】



堀の内集会所と駐車場の間を流れる水路。大雨の際に年に数回、水路から水があふれることがある。

⑧ 【小道】



水路に架けられた橋から上の市道まで、約 7.6m の高低差のある小道。簡易なステップと手摺が設置されている。

⑨ 【市道と集会所出入口】



垂直に立ち上がる擁壁によって、市道西側から集会所出入口への見通しが遮られている。今後、より安全性を高めるため、改善を検討する必要がある。

図：堀の内集会所現況図

【駐車場】



図：駐車場現況図

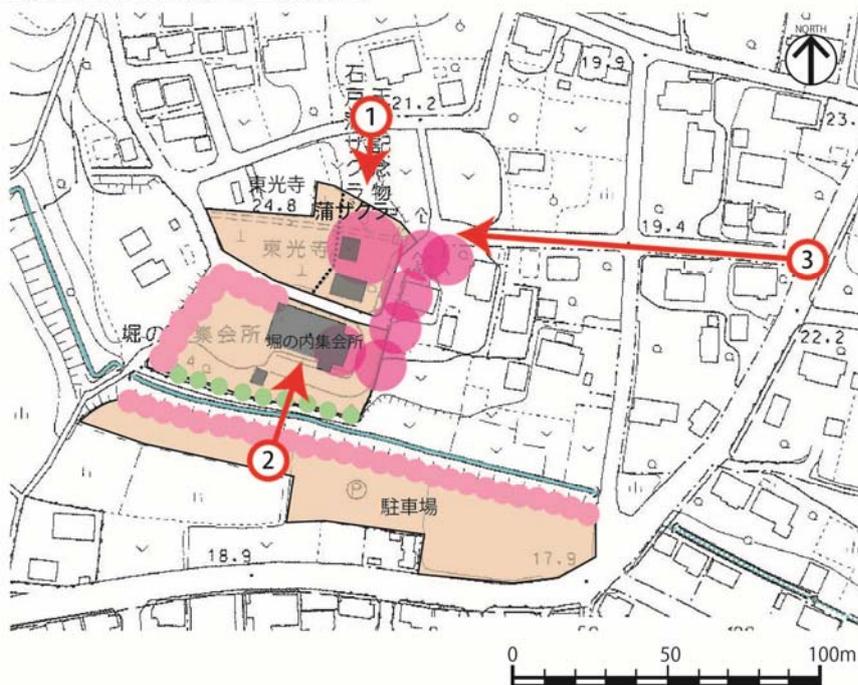
(2) -7. 景観

現在、東光寺境内の外から蒲ザクラを望んだ時に、その全姿を捉えられる場所はない。今後の周辺整備に向け、景観の向上につながる可能性を持つポイントを調査し、その現況を以下の図にまとめる。

① 北側の畑越しの景観



北側の畑越しに見える蒲ザクラ。
整備することができれば蒲ザクラの全景が楽しめる。



② 駐車場からの景観



駐車場に対して、蒲ザクラは高台の奥まったところに位置し、集会所敷地内の樹木、集会所の建物、東光寺境内のソメイヨシノの背後に隠れているため、その姿を眺めることは難しい。

③ 東側のバス通りからの景観

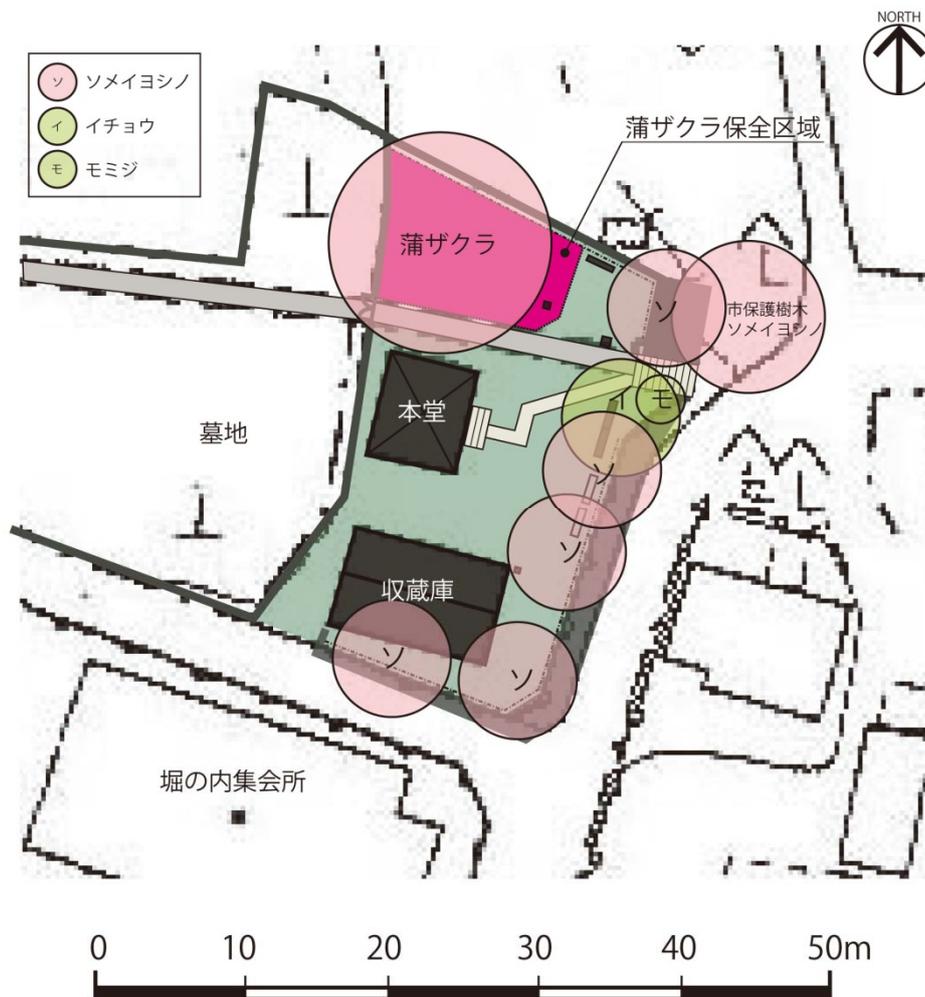


道路の突き当たりに、東光寺境内に植えられているイチョウとソメイヨシノが見える。蒲ザクラはそれらの背後に隠れている。

図：蒲ザクラへの景観

(2) -8. 植生

東光寺境内には、蒲ザクラの他にソメイヨシノ 5 本、イチョウ 1 本、モミジ 1 本が大きく生長している。境内の入口脇には北本市の保護樹木に指定されているソメイヨシノがある。ソメイヨシノの根は横に広がる性質を持つため、境内はソメイヨシノの根が張り巡らされていることが予想され、蒲ザクラと競合している可能性がある。



図：東光寺境内の植生

2-2 沿革調査

石戸蒲ザクラに関する歴史や伝説等の歴史的な事象をとりまとめ、地域とのかかわりについて、整理把握する。

1200年頃



わたなべかざん
渡邊華山が描いた江戸時代の蒲ザクラ
(1820年「玄同放言」の挿絵)



明治時代の蒲ザクラ
(南西より)



大正時代の蒲ザクラ
(東より)



現在の蒲ザクラ
(東より)

1200年頃 のりより
蒲ザクラの誕生 - 範頼伝説

みなもとののりより かほのかじや
『源範頼（蒲冠者）が落ちのびるときについてきた杖をさしたら根付いた』との伝説が蒲ザクラの由来。
時代とともに伝説が変化し「杖立て伝説」の他にも多彩な範頼伝説が今日まで伝えられてきた。

- ・「範頼が駒を止めて兜を掛けた桜」
- ・「範頼お手植えの桜」
- ・「家臣が植えた範頼の墓標」など



みなもとののりより
源範頼
かほのみくろや
蒲御厨（静岡県浜松市）で生まれたため「蒲冠者」と呼ばれたという。
源頼朝の弟、義経の兄である。
石戸宿の東光寺付近に館を構えていたとも伝えられている。

1800年頃 のりより
範頼伝説と蒲ザクラについての記録が複数の文献に登場

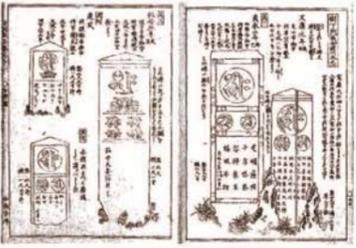
かつしやわ
『甲子夜話』：平戸藩主松浦静山による範頼伝説と蒲ザクラの記録
村の古文書に書かれた蒲ザクラの由来を紹介している。
「桜の寿命はそう長くは無いものだが、しかし樹齢数百年という樹がまれには存在する。牧野左近が治める村にある桜は、武州の内に類無き古木である。『石部領蒲桜之由来』によると、東光寺は範頼の配所の旧蹟である。正治二年（1200年）に47歳で自害したのは哀れである。範頼の墓を阿弥陀堂の側につくり、御廟に桜を植えさせ末代の印と決めたのが蒲桜である」



「甲子夜話」中の蒲ザクラ
(松浦資料博物館蔵)



華山の描いた江戸時代の蒲ザクラと東光寺



華山の描いた東光寺の板石塔婆群

けんどうほうけん
『玄同放言』：瀧澤馬琴による随筆
わたなべかざん
渡邊華山が馬琴の依頼によって東光寺を訪れ写生した蒲ザクラと板石塔婆の見事な絵が挿絵となっている。

その他「範頼伝説」と蒲ザクラの記録
『遊歴雑記』津田大浄（1811年～29年）
『新編武蔵風土記稿』幕府編さん（1830年）

1922年10月 大正11年
国指定天然記念物に指定

大正11年10月12日に国指定天然記念物に指定される。同時に指定された他の桜とともに『日本五大桜』と称えられ一躍全国に知られる名木となる。

『日本五大桜』 ■ みはるたきざくら 三春滝ザクラ（福島県） ■ やまたかのしんじざくら 山高神代桜（山梨県） ■ やかりやどのげぼざくら 狩宿の下馬ザクラ（静岡県） ■ ねおだにうすずみざくら 根尾谷淡墨ザクラ（岐阜県）

指定当時の蒲ザクラは、幹が四本に分れ、根回りは11mにもおよぶ巨桜。

指定当時の蒲ザクラの大きさ				
	東側	北側	西側	南側
支幹基部の周囲	約 2.4m	約 4.8m	約 2.6m	約 3.9m
枝の広がり	約 15.0m	約 14.5m	約 8.5m	約 13.9m

1950年頃 (昭和25年頃)
樹勢が衰えはじめる
昭和24,5年頃から虫害などの痛みがひどく急速に樹勢が衰えはじめる。

1966年9月 (昭和41年)
台風により支幹が根元から折れる
台風により4本あった支幹の2本が根元から折れる。その後しだいに花をつけなくなっていく。

1973年 (昭和48年)
枯死した幹を切除、幹は1本となる
2本の支幹のうち枯死した1本を根元から切除し、蒲ザクラの根元に林立していた板石塔婆を収蔵庫に移設。

1977年 (昭和52年)
10年ぶりに開花、孫株が伸長し再び幹が2本となる
昭和48年の工事で蒲ザクラへの負担が軽減したのか、昭和52年春に10年ぶりに開花する。昭和50年代半ばころより蒲ザクラの南側から孫生えが伸長しふたたび支幹が2本となる。

1981年 (昭和56年)
蒲ザクラ大規模保護事業
蒲ザクラ保護のための環境整備として①問題視されていた石垣の撤去、②保護区域の拡大、③石柱の移動、④竹垣の設置という大規模な保護事業を実施。

1982年～2009年 (昭和57年～平成21年)
蒲ザクラ樹勢回復事業
幹の腐朽部の処置、根の活性化のためにその時々における最新の治療方法を導入。平成16年の「フクラ緑化システム」により、花つき、新芽の伸長、形成層の発達などで目覚ましい成果が現れている。



昭和44年当時の蒲ザクラ

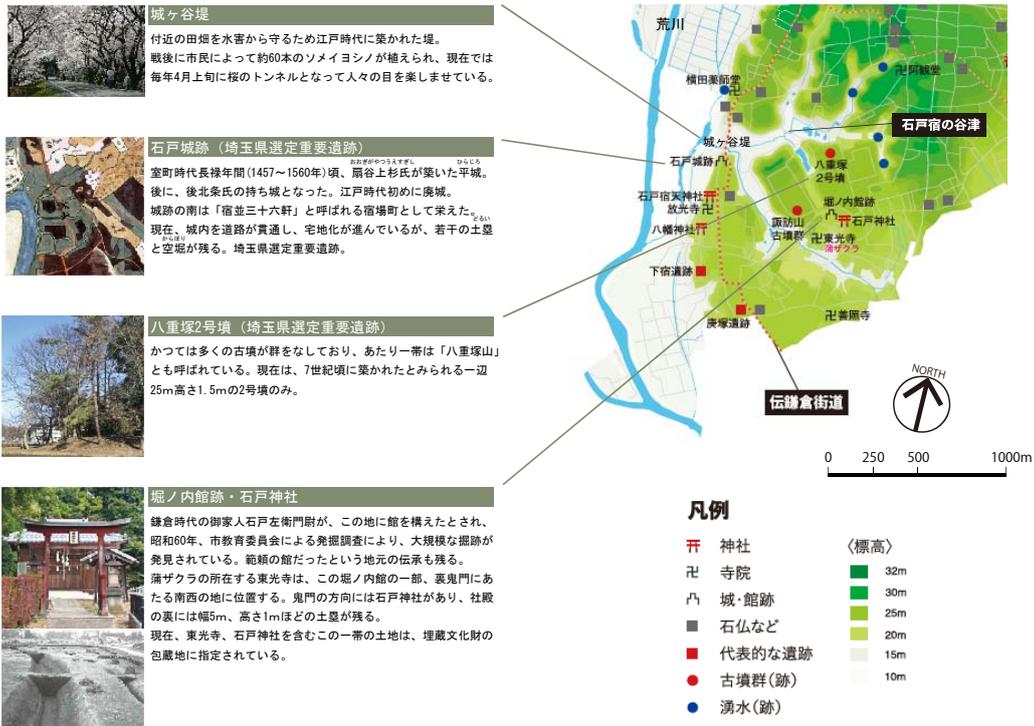


昭和52年10年分ぶりの開花

図：石戸蒲ザクラの沿革

2-3 歴史的環境調査

蒲ザクラ周辺地域における遺跡や歴史遺産の所在及び現状について、整理把握する。蒲ザクラの所在する東光寺は、鎌倉時代の御家人石戸氏の館跡内に位置し、南西の裏鬼門にあたる高台にある。境内の本堂は石戸氏の持仏堂を前身とする宗教施設と考えられており、鎌倉時代にさかのぼる文化財が多く蔵されている。蒲ザクラ周辺の石戸宿地区は、江戸時代には将軍の鷹狩りの際に休憩所とした「お茶屋」がおかれた。また鎌倉街道と伝えられる道沿いには、江戸時代以前の歴史をたどることのできる数多くの史跡や伝説が残っている。以下の図に整理する。



東光寺所蔵文化財一覧

No.	名称	西暦	種別	指定年月	備考
1	板石塔婆 (貞永2年)	1233	考古資料	昭和40年3月16日	県指定
2	板石塔婆 (寛永4年) a	1246	歴史資料	昭和53年3月15日	市指定
3	板石塔婆 (寛永4年) b	1246	〃	〃	〃
4	板石塔婆 (建長3年)	1251	〃	〃	〃
5	板石塔婆 (年不詳) a	-	〃	〃	〃
6	板石塔婆 (年不詳) b	-	〃	〃	〃
7	板石塔婆 (文応元年) a	1260	〃	〃	〃
8	板石塔婆 (文応元年) b	1260	〃	〃	〃
9	板石塔婆 (弘安元年)	1278	〃	〃	〃
10	銅造阿弥陀如来坐像	-	彫刻	〃	〃

いはいしうぼ 板石塔婆

板石塔婆は鎌倉時代中期から戦国時代末期までの間に流行した石製の供養塔婆である。巨匠と古石塔の出し出す独特の景観は、勧禱の伝説と絡めて江戸時代から文人の注目を集めてきた。

東光寺に所在する板石塔婆のうち、もっとも規模の大きな貞永二年純板石塔婆(1233年)は、かつては日本最古のものとして、頭部が水平であること、円や円をあしらった特質をもつことにより、板石塔婆の起源をさぐる好資料として全国の歴史研究者から関心がもたれてきた。

貞永二年純板石塔婆
蒲ザクラの根元に林立する板石塔婆群 (大正時代)

仏像・石碑群

東光寺の東側法面の祠には、子宝に恵まれるとの伝承が残る仏像が祀られている。祠の脇には、古くから東光寺に伝わる仏像・石造物が安置されている。

六地藏

東光寺東側の市道沿いに、北を向く江戸時代の六地藏が祀られている。

図：蒲ザクラ周辺の歴史的環境
(地図：埼玉県北本市観光ガイドマップより)

2-4 樹勢状況調査

これまで実施した樹勢回復事業等の概要を整理し、蒲サクラの樹勢について把握する。

【蒲ザクラの現状について】

- ・蒲ザクラは樹齢 800 年の古株と 40 年程の孫生え^{ひこばえ}からなるが、古株は平成 12 年に腐朽性キノコの発生が確認され、平成 16 年から 5 年間行われた最新技術による樹勢回復工事で一定の効果は見られた。しかし、樹齢を考えると現状維持が精一杯の状況にある。
- ・手を加えすぎても樹木が甘えてしまい良くないとの考えから、樹勢回復事業は一時休止中。定期的に観察を続けながら、花付きが悪くなるなどの現象が見られる場合に事業の再開を検討することになっている。
- ・北に向かって新しい孫生えが出ているが、本体の葉に覆われて日が当たりにくい状況であるため、今後大きく成長できるかは判断が難しい。
- ・花の開花時期について、古株は孫生えより数日遅れて開花を迎えていたが、平成 16 年から行われた樹勢回復工事によって、孫生えに合わせるように同時期に咲くようになった。回復事業を休止している現在は、わずかながら開花時期に差が生じている。

蒲ザクラ樹勢回復・周辺環境整備事業一覧

施工年	内容
昭和 48 年	蒲ザクラ根元に林立していた板石塔婆を収蔵庫に移設 枯死した幹の大木を切除
昭和 56 年	石垣の撤去、保護区域の拡大、石柱の移動、竹垣の設置
昭和 57 年	腐食部除去、防腐剤塗布、モルタル仕上げ
平成 2 年	腐食部除去、防腐剤塗布、防水モルタル仕上げ
平成 7 年	モルタル除去、殺菌処理、木炭充填、シリコンコーティング
平成 15 年	既往施工箇所補修、土壌改良
平成 16 年 (~21 年)	「フクラ緑化システム」工法 [※] による土壌改良
平成 17 年	幹閉鎖物撤去、腐朽部抗菌処置
平成 19 年	高所作業車による腐朽箇所の詳細調査、抗菌処置



現在の蒲ザクラ 新たな孫生え

フクラ緑化システム

「フクラ緑化システム」は福家善康氏により開発された樹木活性化方法。樹勢衰退の要因を「土壌環境の悪化による、根系の吸収力劣化」と見定め、根系を傷めない土壌改良方法を開発。液肥を土中に噴射することで①～④の効果により樹木を自らの力で再生させるという画期的な工法。

- ①根系を痛めずに土壌改良
- ②根系繁茂を促進
- ③酸素・水・養分の吸収力増加
- ④生理機能を活性化

蒲ザクラの基本情報

和名：カバザクラ
 学名：Prunus × media Miyoshi
 樹高：約 11m
 ・ヤマザクラとエドヒガンの自然交雑種で世界でただ一本の珍種
 ・次世代の苗木の育成事業によりクローン苗を育成
 平成 7 年：クローン苗 15 本が市内の小・中学校等に植栽される
 平成 8 年：クローン苗 16 本が市内の各公民館に植栽される

開花時期

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
開花日	3 月 30 日	4 月 4 日	4 月 8 日	4 月 6 日
満開日	4 月 7 日	4 月 9 日	4 月 11 日	4 月 12 日



図：蒲ザクラの樹勢・樹勢回復事業

2-5 社会的環境調査

石戸蒲ザクラの保護保存や活用に関する北本市、地域及び関連機関等の概要や、天然記念物の文化財保護法による規制、県や市の条例や計画について、整理把握する。

(1) 関連機関

表：蒲ザクラ保護保存・活用に関する関連機関

	関連機関	関連項目
1	東光寺	蒲ザクラ所在地
2	石戸蒲ザクラ保存会（西7区）	蒲ザクラの植生管理
3	北本市文化財保護審議会	北本市文化財の保護
4	堀の内集会所運営委員会	蒲ザクラの観光資源としての連携
5	北本市観光協会	蒲ザクラの観光資源としての活用
6	埼玉県環境部自然環境課	埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園との連携
7	埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園 指定管理者 財団法人 埼玉県生態系保護協会	蒲ザクラの保存活動と観光資源活用での連携
8	北 教育部生涯学習課	保護・保存管理を担当
	本 市民経済部産業観光課	観光資源開発を担当
	市 都市整備部都市計画課・道路課	周辺整備を担当

(2) 法規制

(2) -1. 文化財保護法

① 史跡名勝天然記念物

文化財保護法により天然記念物に指定された石戸蒲ザクラにおいては、現状変更あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官の許可が必要となる。定型的な内容のものは北本市教育委員会の許可が必要となる。また、天然記念物の周辺部において、生育環境等に影響の及ぼす恐れのある行為を「保存に影響を及ぼす行為」と呼び、現状変更と同様に規制の対象となるが、軽微なものについては、担当窓口である北本市教育委員会と協議を行うこととなる。

表：国指定天然記念物 石戸蒲ザクラの指定概要

1	指定年月日	大正 11 年（1922 年）10 月 12 日内務省告示 270 号
2	指定の名称	石戸蒲ザクラ
3	員数	樹木のみ
4	指定の種別	天然記念物
5	所在地	埼玉県北本市
6	管理団体	北本市
7	管理団体の住所	埼玉県北本市本町 1-111

表：現状変更申請または協議の必要な行為の種類

申請または協議が必要な行為
ア) 建築物の新築、増築、改築、移築または除去
イ) 工作物（建築物を除く）の設置、改修または除去
ウ) 文化財管理施設の設置、改修または除去
エ) 電線、ガス管、給水管、排水管等の埋設に関わる新設、改修または除去
オ) 土地の掘削
カ) 盛土
キ) 樹木等の植栽
ク) 生きた太枝の切断
ケ) 病虫害被害枝、枯枝の除去
コ) その他蒲ザクラの保存に影響を及ぼす行為
・ 工作物（建築物を除く）とは、生垣、柴垣、塀、石積み、ベンチ、街路等をいう。 ・ 文化財管理施設とは、文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いさくその他の施設をいう。 ・ 盛土は、サクラの根系への水分・酸素の供給に悪影響を及ぼす恐れがあるため、原則として認めない。

文化財保護法-史跡名勝天然記念物（抜粋）

文化財保護法（昭和二十五年五月三十日 法律第二百十四号）

最終改正：平成二十三年五月二日法律第三七号

第七章 史跡名勝天然記念物

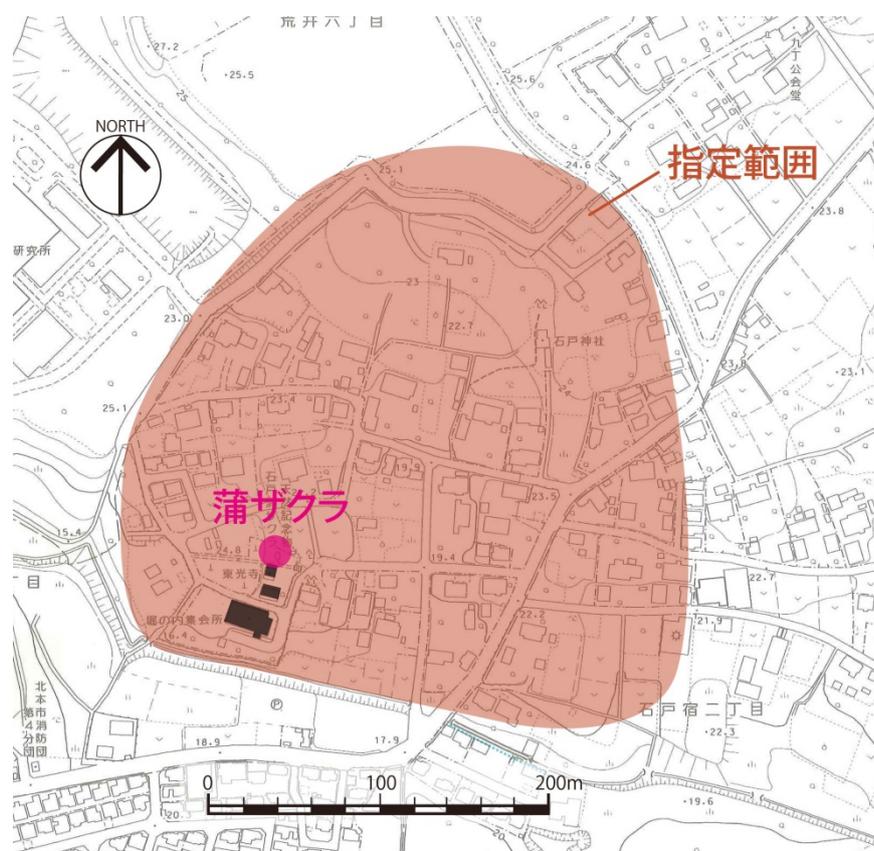
（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

②埋蔵文化財

文化財保護法により、周知の埋蔵文化財包蔵地を土木工事等のため発掘する場合には文化庁長官に対して事前の届出が義務付けられている。蒲ザクラ周辺は、御家人石戸氏の「堀ノ内館跡」が遺存していることが分かっており、その想定される範囲が包蔵地として指定されている。埼玉県においては、市の教育委員会を通じて届出を行い、届出の内容によって県の教育委員会により必要な指示が通知される。



図：「堀ノ内館跡」指定範囲

文化財保護法-埋蔵文化財（抜粋）

文化財保護法（昭和二十五年五月三十日 法律第二百十四号）

最終改正：平成二三年五月二日法律第三七号

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(2) -2. 県条例

①埼玉県福祉のまちづくり条例（平成 16 年 4 月改正）

ノーマライゼーション、バリアフリーの理念のもと福祉のまちづくりを進め、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として制定された。

高齢者、障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園、道路など施設について、バリアフリー化整備の整備基準を定めるとともに、整備に当たっての届出の手続きなどを定めている。

②ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（平成 24 年 4 月改正）

県民生活に「ゆとり」と「うるおい」を与え、ヒートアイランド現象を緩和する効果を有する身近な緑の創出推進のため、平成 17 年 10 月から「ふるさと埼玉の緑を守り育てる」条例が施行された。この条例による「緑化計画届出制度」により、一定規模の建築物の建築を行う際には、規則で定められた緑化基準に基づき、緑化計画を作成し知事に届ける必要がある。

表：緑化計画届出制度

敷地面積	制度
3,000 m ² 以上の敷地	規則で定める緑化基準に基づいて緑化計画を作成
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の敷地	規則で定める緑化基準を目標値として、できる限りの緑を創る計画を作成

(3) 上位関連計画

①第四次北本市総合振興計画（平成 18 年 3 月）

地方分権社会にふさわしい行政改革の視点により、市民と行政との協働の視点を踏まえたまちづくりの指針として策定された。蒲ザクラについては、「文化財の保護・活用」及び「観光・交流産業の振興」の項目において、文化財を活かしたまちづくり、地域密着型の観光を推進するとしている。

②環境基本計画（平成 20 年 3 月）

北本市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された。蒲ザクラについては、「歴史的・文化的環境の保全と創造」の項目において、文化財や歴史的資産を維持保全し、後世に残していく必要があるとしている。

③埼玉県景観計画（平成 24 年 10 月）

平成 16 年に制定された景観法に基づき、「埼玉県景観条例」を改正し策定された。景観計画区域内において、一定規模を超える建築や物件の堆積などの行為をする場合は、景観区域ごとに定める景観形成基準を踏まえた上で、外観の色彩やデザインなどについての届出が必要となる。（北本市届出先：都市計画課都市計画担当）

北本市は特定課題対応区域にあたる。

届出対象行為

		一般課題対応区域			特定課題対応区域	
		山地・丘陵区域	田園区域	都市区域	圏央道沿線区域	圏央道以北高速道路沿線区域
建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの			建築面積が200㎡を超えるもの（一戸建専用住宅は除く）	
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの			建築面積が200㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの（一戸建専用住宅は除く）	
工作物	工作物の新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの			高さが10mを超えるもの	
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの			高さが10mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	
物件の堆積		(届出の必要はありません)			土地の面積が500㎡を超えるもの、又は堆積の高さが1.5mを超えるもの	(届出の必要はありません)

※原則として、届出が受理された日から30日経過した後でなければ行為に着手することができません。

※国の機関又は地方自治体が行う行為については、届出に代わり、通知する必要があります。

※次に掲げるものは、届出対象行為から除外されます。

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ・仮設の工作物の建設等
 - ・法令等による義務の履行として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 次に掲げる区域内で行う行為
 - ・都市公園法の都市公園
 - ・首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地特別保全地区
 - ・自然公園法の自然公園
 - ・都市緑地法の特別緑地保全地区
 - ・埼玉県自然環境保全条例の特別地区
- 「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」の対象となる土砂の堆積

など

届出対象行為イメージ

	一般課題対応区域	特定課題対応区域
建築物	<p>各立面の1/3を超える修繕等 高さ15m超 建築面積 1000㎡超</p>	<p>各立面の1/3を超える修繕等 建築面積 200㎡超</p>
工作物	<p>各立面の1/3を超える修繕等 高さ15m超</p>	<p>各立面の1/3を超える修繕等 高さ10m超</p>
物件の堆積	—	<p>圏央道沿線区域のみ</p> <p>高さ1.5m超 土地の面積 500㎡超</p>

図：埼玉県景観計画届出行為
(埼玉県ホームページより)

第3章 蒲ザクラの理想的な環境

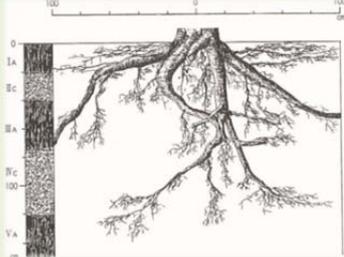
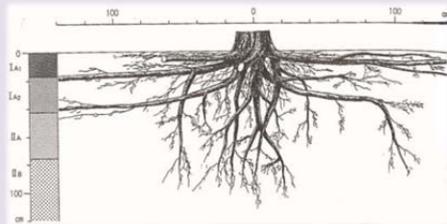
3-1 蒲ザクラの根系

蒲ザクラはエドヒガンとヤマザクラの自然交雑種であるとされており、現在までのところ根がどのような形態をとるかの研究は行われていない。そこで、蒲ザクラの根系の特徴を把握する手掛かりとして、エドヒガンとヤマザクラの根系について、『樹木根系図説』（荻住昇著、誠文堂新光社刊）を参照し、それらの特徴から、蒲ザクラの根系を推測することにする。

『樹木根系図説』によると、ヤマザクラは、地表部に根系が発達せず、根株付近から斜出する太い斜出根に特徴があり、一方エドヒガンは、太根の一部が表土を横走する傾向があるとされる。蒲ザクラが両方の性質を受け継いでいるとすると、蒲ザクラの根系もエドヒガン同様に地表付近に水平方向に広がっていることが推測できる。

樹木根系図説では、ヤマザクラとエドヒガンに適する土壌は、壤土～埴壤土とされている。これらの土壌は一般的に、植物の生育に適した土壌である。蒲ザクラの土壌がこの土壌条件に合致しているかどうかを確認する必要がある。

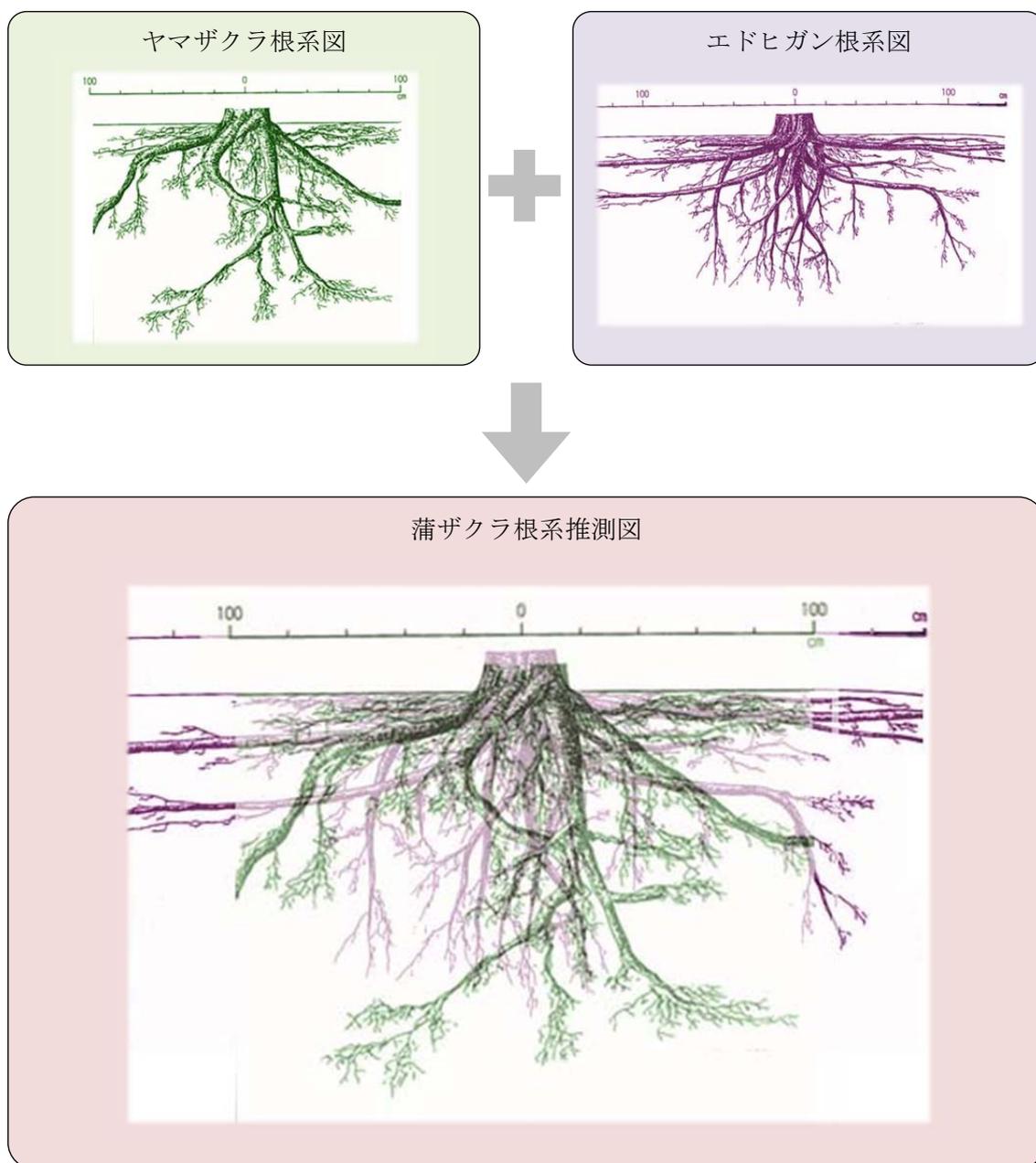
表：『樹木根系図説』から、根系、土壌条件の整理

	ヤマザクラ	エドヒガン
根系の形態	(中・大径の斜出根型) ・太い斜出根が特徴。 ・地表部の水平根の発達が悪い。 ・根系は根株の付近に多く、広がり は中庸。 	(中・大径の斜出根・水平根型) ・太根の一部は表土を横走し、一部は斜出する。 ・深さ広がり共に中庸。 
適する土壌	・埴壤土	・壤土～埴壤土

資料：『樹木根系図説』 荻住昇著 誠文堂新光社 P810,813

【蒲ザクラの根系の推測】

- ・ヤマザクラとエドヒガン両方の性質を受け継いでいるとすると、蒲ザクラの根系は、エドヒガンと同様に地表近くを水平方向に伸びていることが想定される。
- ・このことは、蒲ザクラの根系が踏圧や構造物の基礎などにより影響を受けやすいことを意味している。
- ・また、根系が広がっている範囲の土壌が、生育に適した土壌であるかどうか確認し、もし問題のある土壌であるならば、土壌改良を行う必要がある。



図：蒲ザクラ根系推測図

3-2 桜の生育に適した土壌

(1) 通気性、排水性、保水性

植物が丈夫に育つには、健全な根の働きが重要である。そのためには、土の中の環境が根にとって、快適でなければならない。適度な水分や肥料分とともに、空気が十分になれば良い環境とは言えない。根は酸素呼吸をしており、それによって土の中の水分や養分を吸い上げて枝葉まで供給する。桜の枝葉の末端まで十分な水分や養分が届かなくなると活力が衰え、最終的には枯死に至ることになる。

蒲ザクラの樹勢をより良い状態で維持し続けるためには、土壌環境が根にとって快適でなければならない。望ましい土壌環境とは、通気性、排水性、保水性に富み、適度な養分に恵まれている状態である。

(2) 土壌硬度

踏圧で固められた土壌は、植物の生育に悪い。資料によると、「経験的に、山中式土壌硬度計の示度で 20mm を超えると植物の生育は非常に落ちると言われている。東京都でサクラが弱っていると言うので土の硬さを参考のため測ってみたら、飛鳥山で 25mm、いい生育をしていた古河庭園では 16mm であった。」*1 とある。

蒲ザクラの根系が元気に伸張して、十分な水分や養分を枝葉に供給し続けるためには、根系が伸長する範囲の土壌をふかふかの柔らかい土にする必要がある。

(3) 土の pH

土は酸性からアルカリ性までいろいろな pH を示すが、その違いによって植物の生育は異なる。植物それぞれが生育するには最適な pH がある。桜の場合は、5.5～6.5 (弱酸性) とされている。

土の酸性化は石灰や苦土、カリなどが少なくなると起こる。反対にそれらが多くなると中性・アルカリ性になる。雨の多い日本の場合、石灰などが流されて酸性に傾きやすい。

常に pH を最適に保つためには、状況を把握して、石灰を施すことによる中和や、堆肥の施用が考えられる。

サクラの生育には、土の pH を 5.5～6.5 に保つ必要がある。

(4) 有効土層の範囲

有効土層とは、根が無理なく張れる程度の膨軟さを持ち、土壌が湿りすぎたり乾燥しすぎたりしない良質の土壌の水平及び垂直の範囲である。

通常、樹木の根の範囲は水平方向において樹冠の拡がりまで伸びているので、幹を中心に、少なくとも樹冠外縁までの水平投影面を有効土層の範囲とすることが望ましい^{※2}とされているが、蒲ザクラの場合、明らかに樹冠外縁よりもさらに広く広がっているため、現地の状況に合わせて水平方向の範囲を判断すべきである。一方、垂直方向において樹体を支える支持根は通常、高木の場合は地表から1.5～2.0mの深さまで伸びるが、養分吸収の主役である吸収根は通常、地表から30cm程度の範囲に最も多く分布している。蒲ザクラの根系の状況を調査した上で、少なくとも吸収根圏を有効土層の範囲とし、ここに堆肥等の肥料を用いる^{※3}ことが望ましい。

蒲ザクラの土壌・根系調査の結果を基に有効土層を設定し、適切な土壌改良を行う。

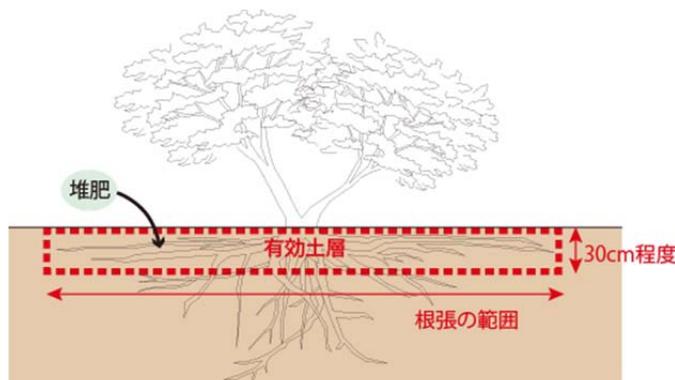


図 有効土層の範囲模式図

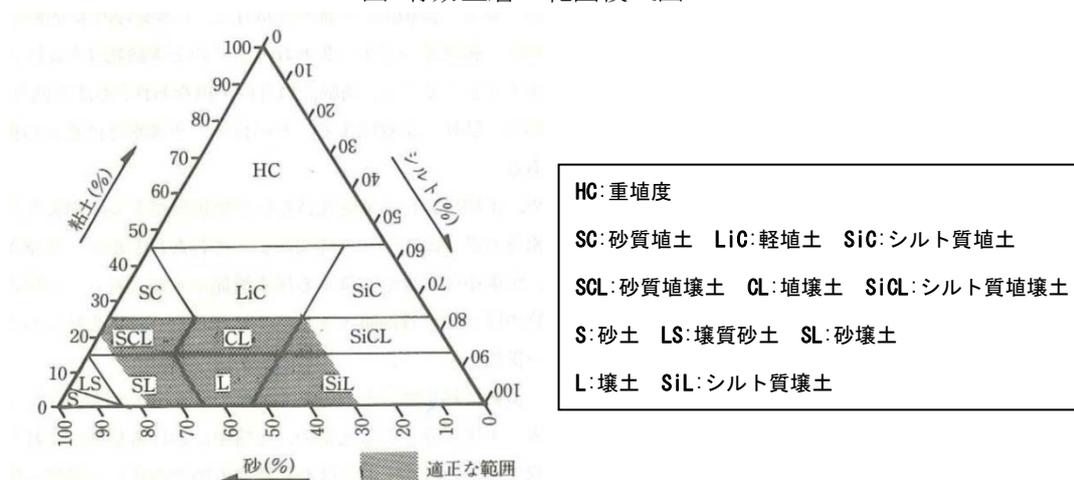


図 適正な土性の範囲 (国際法)

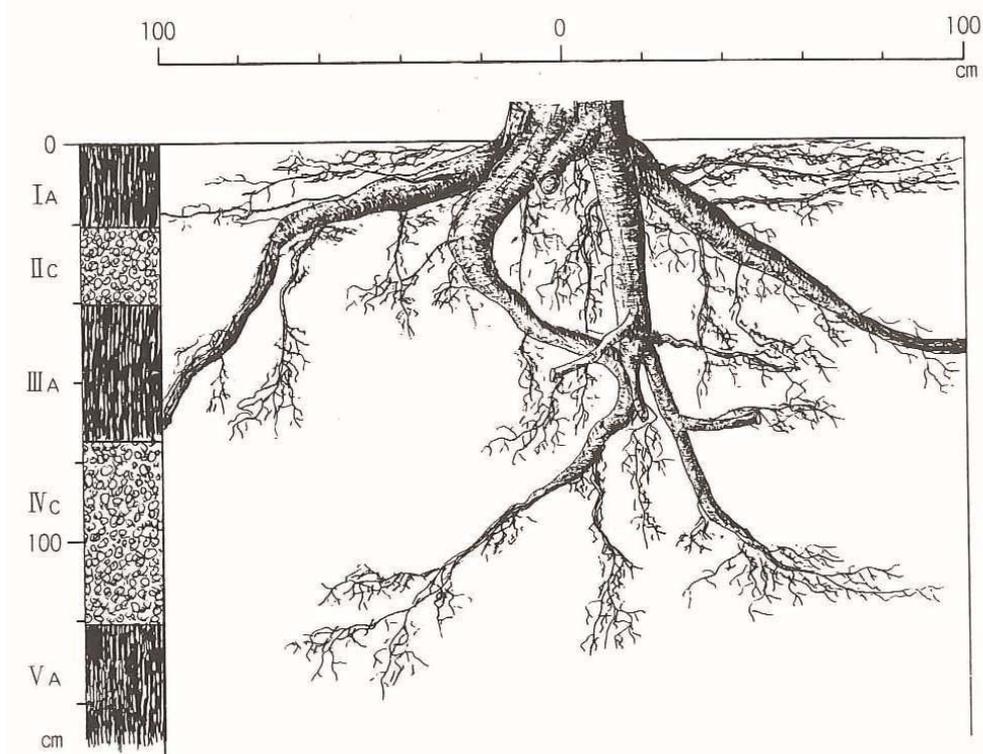
資料：道路緑化技術基準・同解説 (社) 日本道路協会 P142

※1 『造園植栽の設計と施工』 三橋一也・相川貞晴著 鹿島出版会 P85

※2、3 『緑化・植栽マニュアル』 中島宏著 財団法人経済調査会 P94

参考資料

ヤマザクラ *Prunus jamasakura* Sieb. ex Koidz



胸高直径 32cm, 樹高 12m, 樹齡 55年 根系の最大深さ 140cm, 立地 B/D 型土壌, 小根山国有林

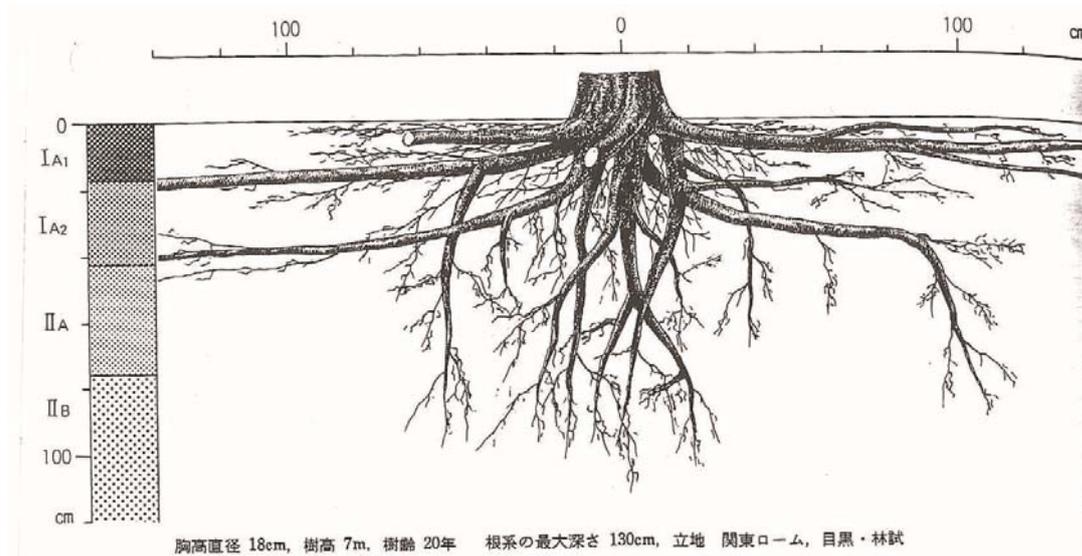
(根系)

- 根系の形態：中・大径の斜出根型
- 通常根株の下部に太い垂下根は発達せず、太い斜出根によって特徴づけられる。
- 小・中径根の分岐は少なく、単純な形態を取る。
- 地表部の水平根の発達は悪く、地表部から分岐した第 1 次側根はほとんど斜出根となって発達する。
- 根系は根株の付近に多く、広がりは中庸

(土壌)

- 埴質壤土

エドヒガン *Prunus pendula* forma *ascendens* Ohwi



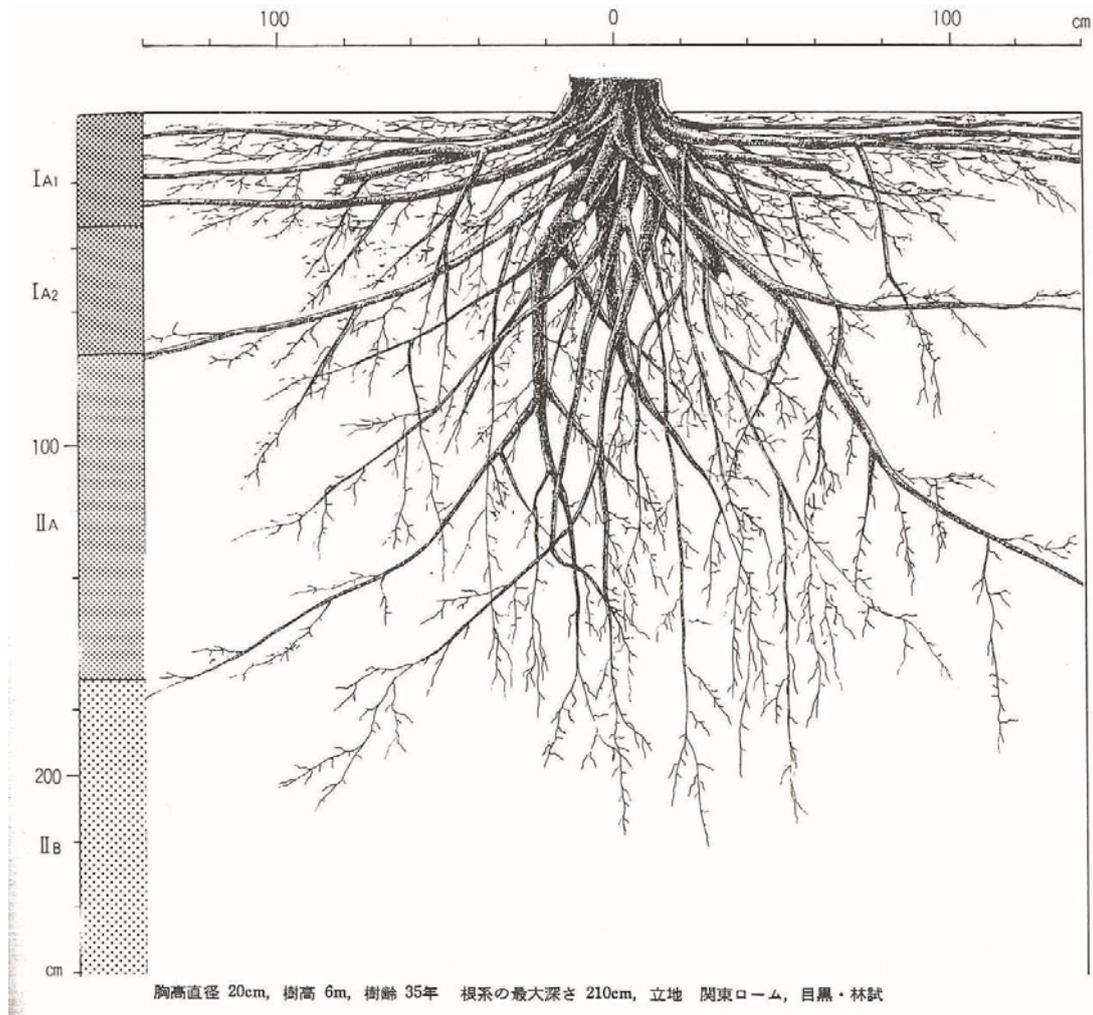
(根系)

- ・根系の形態：中・大径の斜出根・水平根型
- ・大根の一部は表土を横走し、一部は斜出する。疎生する大根が根系の形態を特徴づける。
- ・細根の多さは中庸、小・中径根の分岐は疎。
- ・深さ広がり共に中庸

(土壌)

- ・壤土～埴質壤土

ソメイヨシノ *Prunus yedoensis* Matsum



(根系)

- ・根系の形態：中・大径の垂下根・斜出根型
- ・根株から分岐する数本の斜出根と垂下根が目立つ。深さは中庸。
- ・小・中径根の分岐は疎。
- ・水平根の広がりはお中庸。
- ・適潤な表土が厚い立地で根系の生長は良好。乾燥地は悪い。また、通気不良の土壌では根系が枯損する。

(土壌)

- ・壤土

第4章 保護及び周辺整備に向けての現状と課題

4-1 保護に向けての現状と課題

蒲ザクラの保護に向けて、項目ごとの現状と課題およびその対応策を以下の表に整理する。

表：項目ごとの現状と課題

項目	現状	課題	対応策
蒲ザクラの花つき	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年から5年間樹勢回復のための処置として、土壌環境の改善方法であるフクラ緑化システムを導入し、花つきに顕著な改善がみられた。 現在、樹勢回復の処置は休止中であり、花つきが悪くなるなどの兆候が見られた場合に再開することになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラにとって良好な土壌環境の保全、もしくは改善に向けての方法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現況土壌の調査の提案 土壌環境改善の検討 生育環境改善の検討 根系の試掘調査の提案 根の保全範囲の設定 北側農地の活用の検討
蒲ザクラの幹、枝、葉	<ul style="list-style-type: none"> 幹の先端部は以前の台風等による強風で折れている。 枝葉の一部が本堂の屋根にかかったり、境内から墓地への通路に垂れさがったりしている。 孫生えから生長した大枝が本堂の屋根に伸びている。 新たな孫生えが本筋の幹の下部に発生しているが、本体の葉に覆われて、日当たりが悪いため、生長が危ぶまれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 枝葉がのびのびと生育できる環境を確保する必要がある。 孫生えから生育した大枝や、新たに本筋の幹から発生している孫生えについて、蒲ザクラの将来への備えとして慎重に保全、育成し続ける必要がある。 	
蒲ザクラの根系	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラの根系は、比較的地表から浅い所で、樹幹投影範囲を超えて、広い範囲に広がっていると推測される。 境内には、大きく生長したソメイヨシノが5本とイチヨウが1本、モミジが1本あり、これらの根系が蒲ザクラの根系と競合していると推測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラの健全な生育環境の確保のため、根系の広がっている範囲を調査し、その結果に基づき、人の立ち入りを制限する範囲を設定、またその範囲の土壌環境を改善する検討が必要である。 蒲ザクラを長期に渡って保護するためには、蒲ザクラと根系で競合する他の樹木、とりわけ寿命の長いイチヨウは、蒲ザクラへの景観の妨げにもなるため、早期に対応を検討する必要がある。 	
土壌	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラの真下の植込地は、フクラ緑化システムの導入で、良好な土壌環境になっていると考えられるが、これまで蒲ザクラの周囲の土壌調査は行われておらず、正確な状況は不明である。 境内の土壌は、長年の境内利用で硬く踏み固められている。 蒲ザクラの北側は畑であり、植物の生育には適した土壌環境であると推測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラにとって健全な土壌環境を確保するためには、まず現状の土壌状況を把握することが第一歩であり、そのためには土壌調査が不可欠である。 境内は蒲ザクラの根系の生育範囲であり、踏圧で踏み固められた土壌を改善し、良好な状態で保全することを検討する必要がある。 蒲ザクラの理想的な環境とするには、北側の農地の活用が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害物撤去、移設の検討
境内の施設や構造物	<ul style="list-style-type: none"> 境内には、蒲ザクラの植込地の他、本堂、収蔵庫、石造物、東屋がある。 蒲ザクラの植込地は柵やブロック積みなどで仕切られている。 境内からお墓への通路はアスファルト舗装で、蒲ザクラの植込地の脇に設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラにとって、境内の建築物、石碑、柵、ブロック積み、コンクリート園路等は健全な生育の妨げである。出来る限り、蒲ザクラから遠ざけることや、撤去することを検討する必要がある。 	
東光寺（本堂）	<ul style="list-style-type: none"> 本堂は、蒲ザクラのすぐ脇にあるため、枝葉の伸びる空間や根系の伸びる場所が十分でない。 本堂と蒲ザクラの位置が接近しており、景観的にも蒲ザクラの生育環境的にもゆとりがない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本堂の移設を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本堂移設の検討
板石塔婆の収蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> 板石塔婆は全国で4番目に古く、形態も珍しく貴重なものである。 昔は蒲ザクラの根元にあり、蒲ザクラと一体で認知されていたが、現在は収蔵庫に収められており、開花期の公開日以外は観覧できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 板石塔婆は歴史的に貴重且つ、蒲ザクラと一体的なものであるため、蒲ザクラを訪れる人が観覧できるような収蔵庫兼観覧施設を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 観覧可能な収蔵庫の検討
観覧	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラの観覧場所は、境内の階段を上り切ったあたりに限られており、全姿をとらえられる場所に乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラを一望できる観覧場所の設置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 視点場の設定

4-2 周辺整備に向けての現状と課題

蒲ザクラの周辺整備に向けて、項目ごとの現状と課題およびその対応策を以下の表に整理する。

表：項目ごとの現状と課題

項目	現況	課題	対応策	
蒲ザクラ周辺の地形	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラの位置する境内が一番高い所にあり、外周の市道、地区の集会所、駐車場とテラス状に低くなっている。 境内と駐車場の高低差は約6mである。 	<ul style="list-style-type: none"> 高所に位置する立地を活かして、蒲ザクラの見せ方など、魅力度の向上につながる検討が必要である。 	⇒	
景観	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラの西側は墓地、南側は本堂と収蔵庫、東側はコンクリートブロック積みの土留があるため、境内外から蒲ザクラを眺めることはできない。唯一蒲ザクラを外から見ることができるのは、北側の農地を挟んだ市道からである。 	<ul style="list-style-type: none"> 北側からは蒲ザクラの全貌を見せ、東側や南側からは部分を見せるなど、アクセスの仕方、様々に蒲ザクラを楽しめるような工夫が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> 視点場の設定 観覧動線の設定
駐車場から蒲ザクラへのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場と集会所側との間には水路があるため、蒲ザクラのある境内へは大きく迂回する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 利便性向上およびバリアフリーに配慮するため、駐車場から直接蒲ザクラに向かってアクセスできるような動線を検討する必要がある。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 利便性、バリアフリーに配慮したアクセス動線の設定
境内への入口	<ul style="list-style-type: none"> 境内へは東側の市道から階段を上ってアクセスする。 階段脇には北本市保護樹木に指定されているソメイヨシノがある。 階段下の市道脇には祠と多数の仏像・石像が安置されており、この場所一帯が地域の信仰の地である。 	<ul style="list-style-type: none"> 信仰の地であることを念頭に置きながら、蒲ザクラの入口として、象徴的な空間として整備する必要がある。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 入口の検討 保護樹木に影響がないようにする
イベント	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラの開花の時期には、さくらまつりが催されている。 	<ul style="list-style-type: none"> さくらまつりの時だけでなく、自然観察公園などとの一体的なネットワークにより、年間を通じて観光客が訪れるような方策の検討が必要である。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 活用方策の検討
堀の内集会所	<ul style="list-style-type: none"> 堀の内集会所は地域の避難地となっているがあるが、老朽化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域避難地でもあるため、耐震性のある集会所への建て替えが望まれる。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 集会所の新築、観光客の利用も想定したトイレの検討
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 集会所の敷地内に、屋外トイレがあるが、規模は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客利用を想定したトイレを検討する必要がある。 		
花見に訪れる観光客数と駐車場利用	<ul style="list-style-type: none"> 近年の蒲ザクラの観桜客は、4月の1か月で約32,500人ほどである。 蒲ザクラの観桜客のための駐車場は、市が借地を使って整備しているが、花見の時期には足りない。 今後圏央道が開通すると、桶川北本ICからのアクセスが便利であり、観桜客はさらに増えると予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> 100万人の観光客を目指す北本市の目玉となる観光資源であり、今後圏央道の開通などにより来訪者数は大きく増えることが予想される。当然駐車場の不足は明らかであり、駐車場の増設の他、駅からのシャトルバスの運行など、多様な交通手段についても検討が必要である。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場拡大の検討 多様なアクセス手段の検討
外からのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関は、北本駅から北里研究所メディカルセンター病院行きと石戸蒲ザクラ入口行きのバスが出ている。 バス以外は乗用車の利用が主である。 			
外周の市道	<ul style="list-style-type: none"> 幅員4mのアスファルト舗装の市道が境内を取り囲むように接している。 境内の南側と東側の境界は、約2mの高さのコンクリートブロック積みで市道と仕切られている。 境内の南東の角に接して直角に曲がる所は見通しが悪く、集会所の出入口とも接している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市道の付け替えにより、見通しの確保や、周回観覧動線としての活用など、市道の有効な活用方策を検討する必要がある。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 安全性に配慮した市道付け替えおよび活用方策の検討
境内に隣接する東側の宅地と農地	<ul style="list-style-type: none"> 市道を挟んだ東側の宅地は無人になっており、境内への入口に当たる場所でもあり、その南側の農地と合わせて可能性を秘めた土地である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市道の付け替え用地として、駐車場からの園路の用地として、また入口広場の一部として等、有効活用を図るために、公有地化を検討する必要がある。 		
境内に隣接する北側の農地	<ul style="list-style-type: none"> 北側の農地は、長期的に蒲ザクラを保護していくためには不可欠な土地であるが、現在は土地の所有者が耕作している。 	<ul style="list-style-type: none"> 蒲ザクラの保護のために必要な土地であるため、公有地化または借用の検討が必要である。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 生育の状況に応じた保護エリアの継続的検討
近隣の自然、文化、歴史資源	<ul style="list-style-type: none"> 隣接して県立北本自然観察公園、北本市子供公園、石戸城跡（史跡公園として整備を検討中）、城ヶ谷堤（桜の名所）、エドヒガンザクラ（桜の名所）などがある。 北本自然観察公園は、32.9haと規模の大きな自然公園であり、自然を求めて多くの人が訪れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 花の無い季節にも観光客を誘致するために、北本自然観察公園、近隣の公園、史跡、名所等と遊歩道のネットワーク化を図り、地域全体で魅力度のアップを図ることを検討する必要がある。 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> 観光ルートの設定 ネットワーク強化の方策の検討

第5章 保護及び周辺整備基本計画

5-1 保護及び周辺整備の基本理念

蒲ザクラはおよそ 800 年という長い歴史を生き抜き、世界でここ北本にただ一本しかないという大変貴重な品種である。今後も長きに渡り保護していくため、また多彩な範頼伝説が今日まで伝えられてきたことから分かるように、蒲ザクラと密接な関係を築いてきた地域との共存、調和を図っていくとともに、天然記念物の環境にふさわしい形での保存と活用を図るため、蒲ザクラの保護及び周辺整備の基本理念と方針を定める。

(1) 基本理念

基本理念

- 蒲ザクラの恒久的な保護
- 蒲ザクラに関わる歴史的文化遺産の継承
- 魅力ある観光資源としての蒲ザクラ周辺整備

(2) 具体化の方針

基本理念に基づき、実現に向けての方針を以下に列記する。

具体化の方針

- 蒲ザクラの樹勢の維持回復
- 蒲ザクラの良好な生育環境確保のための保全エリアの拡大
- 板石塔婆や石造物の活用
- 観光客に対する便益施設の整備
- 蒲ザクラへのアクセスの改善
- 蒲ザクラ周辺の景観の改善と観覧動線の整備
- 周辺の歴史文化、自然資源の一体的活用

5-2 保存管理計画

蒲ザクラはヤマザクラとエドヒガンの自然交雑種とされ、和名「カバザクラ」という世界でただ一本の大変貴重な品種である。一般に、ヤマザクラとエドヒガンは長寿であり、日本国内において巨木に生長して天然記念物に指定されているものは、ほぼこの品種である。蒲ザクラの樹齢はおよそ 800 年であり、両方から長寿の遺伝子を受け継いでいると言える。しかし、戦後は樹勢が急速に衰え、一時枯死寸前にまで至ったが、その後の環境整備や度重なる樹勢回復事業の実施により、毎年花を咲かせるようになった。

現在、蒲ザクラは、古株一本と孫生えが残るだけとなったが、これからも世界にただ一本の蒲ザクラが満開の花を咲かせ続けてくれるように、健全に生き続けられる環境を整備するとともに、蒲ザクラに適した維持管理を行うことが大切である。現状と課題を踏まえ、以下に蒲ザクラの保存管理計画をまとめる。

(1) 基本方針

基本方針

- 樹勢の維持回復を図る
- 保全エリアの拡大を図る
- 保存管理体制の充実を図る

樹勢の維持回復を図る

- ・ 土壌環境の改善等を継続的に実施する
- ・ 花付きが悪くなるなどの現象が見られる場合に樹勢回復事業を実施する
- ・ 縁石等支障物の撤去、境内の土壌改善、競合樹木への対策を実施する

保全エリアの拡大を図る

保全エリアの段階的整備を検討する。

- ①現状で可能な保護策を基に検討
- ②境内内（本堂移動）および東側用地確保により可能な保護策を基に検討
- ③北側用地確保により可能な保護策を基に検討

保存管理体制の充実を図る

北本市教育委員会ほか関係各部署及び石戸蒲ザクラ保存会、地元住民等の役割及び補完関係を整理する。

(2) 保全エリアの段階的整備と保護策

保全エリアの拡大には多くの時間と費用がかかるため、段階的な整備を想定し、各段階で可能な保護策を検討する必要がある。ここでは大きく 3 つの段階に分け、各段階で可能な保護策を示す。

保全エリアの段階的整備と保護策	ゾーニング図※
<p>①現状で可能な保護策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>蒲ザクラの根の負担となる恐れのある建造物の撤去・移設</u> →アスファルト舗装、緑石等の撤去・移設とともに、墓地への通路を移動 ■ <u>境内内における保全エリアの拡大</u> →建造物の撤去・移設、墓地への通路の移設等により、可能な限り広く保全エリアを確保（ロープ柵等で保全エリアを囲い明示する） ■ <u>蒲ザクラの根張調査、周辺土壌調査の実施</u> →蒲ザクラの保護管理計画をより確かなものとするため、蒲ザクラの根張、周辺土壌の調査を実施 →調査結果を受け、保全エリアや土壌管理の見直しを図る 	
<p>②境内内（本堂移設）および東側用地確保により可能な保護策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>本堂、収蔵庫の移設</u> →本堂と収蔵庫を移設、収蔵庫は板石塔婆の通年展示が可能な構造として見直しを図る ■ <u>境内内における保全エリアの拡大</u> →本堂、収蔵庫の移設により確保できる土地を、保全エリアに取り込む →東側用地確保により、市道の移設が可能となり、本堂、墓地への通路を移動することで境内内での保全エリアを最大限に確保する 	
<p>③北側用地確保により可能な保護策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>保全エリアの拡大</u> →北側用地に保全エリアを確保 	

※ゾーニングの詳細は5-3章参照のこと

図：保全エリアの段階的整備と保護策

(3) 樹勢の維持回復を図る保存管理

蒲ザクラの樹勢の維持回復を図るための具体的な管理のあり方を以下に示す。実施にあたっては、管理者である北本市教育委員会を中心に保存会、地元住民、埼玉県自然学習センターなどと分担、補完の関係を築いていく必要がある。

(3) -1. 土壌環境の改善等の実施

①土壌・根系調査結果に基づく継続的な土壌環境の改善

植物が丈夫に育つには、健全な根の働きが重要である。蒲ザクラが衰退しつつあった時期に、フクラ緑化システムによる土壌改善対策を実施することによって開花状況が改善されたことは、蒲ザクラの樹勢の維持回復にとって、その根系の生育する土壌環境がいかに大切であるかを如実に示している。

800年の長きにわたって地元の人々に愛されてきた蒲ザクラを、子々孫々に残していくためになすべきことは、根系が伸長している範囲の土壌を蒲ザクラに適した環境に改善し、維持していくことである。そのために必要な点は以下のとおりである。

- ・根系が伸びる範囲の土壌を調査し、不適切な根が出てきたら腐葉土や土壌改良資材をすき込み、団粒構造の土壌に改善することで通気性、排水性、保水性に富んだ土壌になる。蒲ザクラにとって適した土壌は埴壤土、壤土である。
- ・根系の伸張範囲を立入禁止とし、人による踏み堅めを防ぐ。常にふかふかの柔らかい土を維持する。
- ・土壌の pH を 5.5～6.5 に保つために、酸性化した土壌には苦土石灰等を散布し、土壌と良く混ざるようにすきこむ。pH の値は変化するので、毎年土壌 pH 計で測定し、適切な値に管理する必要がある。

②フクラ緑化システムによる土壌環境改善対策の実施

平成 16 年から 5 年間実施されたフクラ緑化システムは、それまで衰退しつつあった蒲ザクラに一定の樹勢回復効果をもたらし、実施前と比べて開花状況に顕著な改善がみられるようになった。

この工法は、根系の発達している有効土層にコンプレッサーで圧力をかけられた液肥を噴射することで、根系を痛めることなしに土壌環境を改善し、根系が酸素、水、養分を吸収する力を増大させるようにするものである。

人為的に手を加えすぎると蒲ザクラにとって好ましくないとの考えから、現在は定期的な観察を続けながら、花付きが悪くなったときに事業の再開を行うようにしている。

この工法は、前述したように、人為的かつ強制的に土壌環境の改善を図る方法であるため、長期にわたって継続的に行うことには適していない。今後、蒲ザク

ラの保全エリアが根系の及ぶ範囲まで広く設定され、人の立ち入りが規制され、蒲ザクラにとって良好な土壌環境が保たれるようになれば、おそらくフクラ緑化システムの実施は不要になるだろうが、そこに至る過程では、継続的なモニタリングの結果、即効対策として実施を求められることも考えられる。

③年間の管理概要

蒲ザクラの具体的な年間の管理計画は、土壌調査結果、これまでの病虫害の履歴、年間を通じての観察結果、維持管理予算、維持管理に関わる人的資源等を基に、樹木医等の専門家の知見を得て立案することになる。ここでは、標準的な管理の概要を示す。

(寒肥)

- ・毎年 12 月から 2 月の休眠期に、遅効性肥料として有機質肥料を施す。サクラの枝先から真下に下ろしたあたりの地面に深さ 20～30 cm の穴を数箇所設けて行う。一般には、鶏糞か牛糞に油かす等を混ぜた有機質肥料を施すことが多いが、三春の滝ザクラでは毎年、自家製の腐葉土を 12 月に施している。休眠中に土中で分解させておくことで、春になり成長が活発になる時期にちょうど良い具合に効き始め、効果が持続するので、芽吹きやその後の葉の茂りに大きく影響する。土壌調査の結果を基に、蒲ザクラに適した施肥を検討する必要がある。肥料のやりすぎは樹勢を弱めてしまうので注意が必要である。

(開花のモニタリング)

- ・4 月初旬から下旬にかけての開花時期に、開花状況のモニタリングを行い、記録する。

(お礼肥)

- ・花が散った後、消耗したエネルギーを補うために、梅雨時にお礼肥を施す場合がある。翌年の花芽が 7 月下旬頃からでき始めるので、その頃に肥料が効くように作業する。肥料は窒素、リン酸、カリからなる配合肥料をベースに鶏糞などを混ぜたものを根元一帯にすきこむ。作業や経費の点で困難な場合もあるので、蒲ザクラの場合、開花状況をモニタリングしながら、樹勢の衰えが認められる場合に、選択枝の一つとして実施することを検討しても良いと考えられる。

(害虫の駆除と草刈り)

- ・花の後は草刈りと虫の駆除である。雑草はサクラの栄養を奪うので、取り除く必要がある。食欲旺盛なアメリカシロヒトリは葉を食べて丸坊主にしてし

まうので駆除しなければならない。葉がなくなり光合成ができなくなった桜は体内時計が壊れ、狂い咲きの原因になる。

(落葉の除去)

- ・放っておくと様々なバクテリアや害虫の温床になるので、清掃する必要がある。

(剪定, 整枝)

- ・落葉後、枯れ枝や病害枝の剪定を行う。

(3) -2. モニタリング

現在は、春の開花時期と秋の紅葉の時期の年 2 回の観察を行っている。蒲ザクラの保存管理を適切に行うためには、通年でのモニタリングと、観察手法や観察結果の整理方法の確立が不可欠である。モニタリングによって収集整理されたデータと、保存管理作業の実施状況を照らし合わせることが可能であれば、保存管理作業の問題点や成果が明確になり、適切で持続的な保存管理に寄与する。

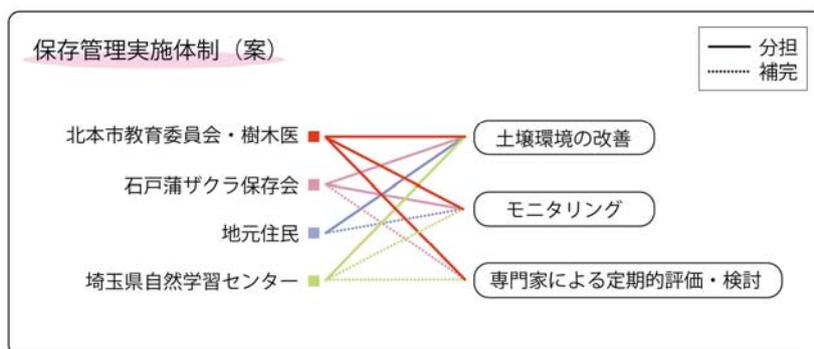
(3) -3. 専門家による定期的な評価・検討

モニタリングの結果や保存管理作業の実施状況から、保存管理が適切かどうかを定期的に確認し、問題点があれば迅速に見直しを図り、蒲ザクラの樹勢の維持回復を指導するための専門家組織の設立が求められる。

専門家組織は、直接蒲ザクラの保存に関わりを持つ関係者から構成し、例えば、北本市文化財保護担当職員、樹木医、石戸蒲ザクラ保存会のメンバー、隣接する埼玉県自然学習センターの専門家などから構成することが考えられる。

(4) 保存管理体制の充実

樹勢の維持回復を図る保存管理の実施にあたっては、管理者である北本市教育委員会を中心に、地元および関係する組織等と分担、補完の関係を築いていくことも検討する。



図：保存管理体制（案）

5-3 周辺整備計画

蒲ザクラの保護と活用を進めていくには、蒲ザクラの保全エリアの設定、既存施設の改修や新しい施設の導入などにより、環境の改善を図ることが必要である。その際には、蒲ザクラの保護に影響が生じないことを前提とし、周辺の歴史的環境に配慮した計画とすることが重要である。

ここでは、今後の裁量の余地を持たせるため、周辺整備計画の骨組みを定めることを目標とし、基本的考え方を反映させた構想図として計画をまとめる。構想図だけではイメージが付きにくいいため、検討委員会や関係者の意見を具体的に反映したものを参考図として示す。具体化の際には必要な施設の規模・機能、形態、配置について検討する。

(1) 基本方針

基本方針

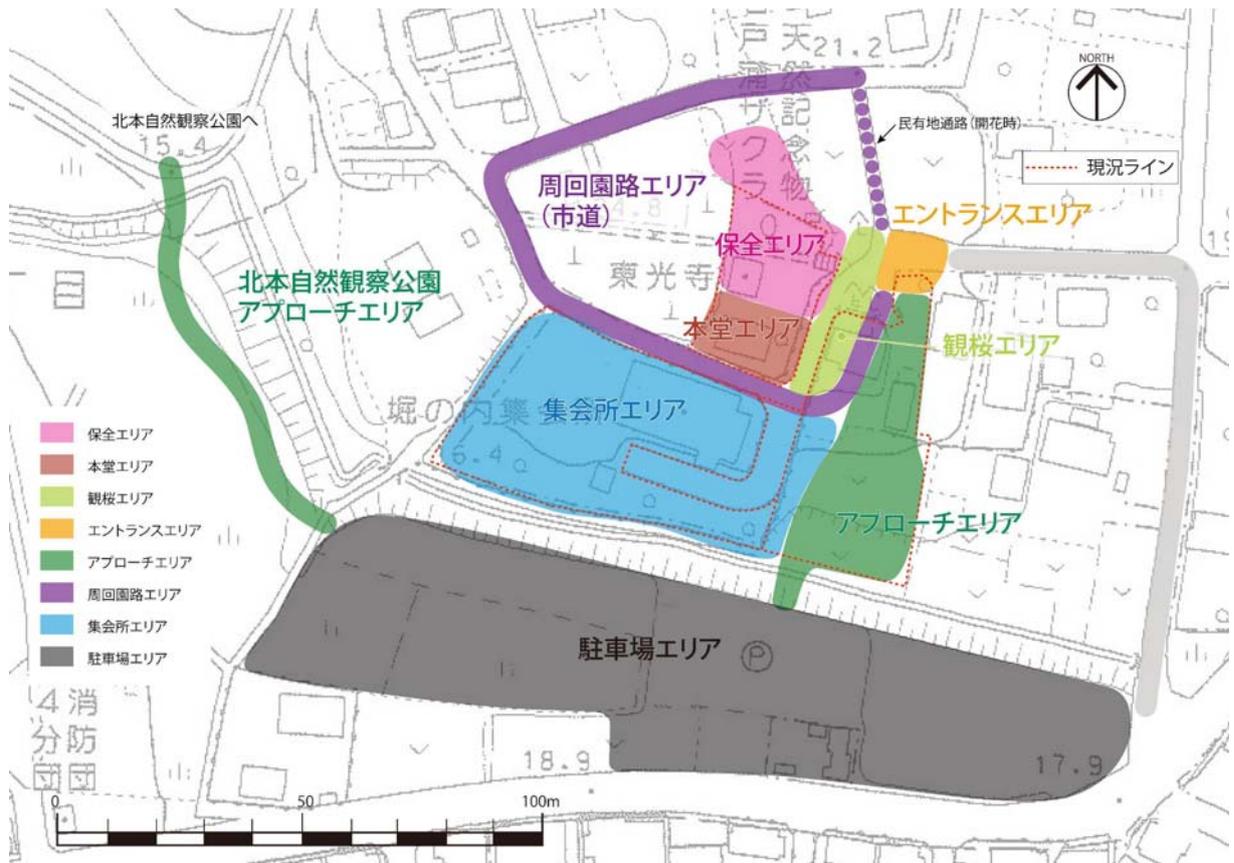
- ・ 蒲ザクラの保護に影響がないようにする
- ・ 観光客および市民の利便性向上を図る
- ・ 周辺の歴史的環境にふさわしいデザインとする

(2) 全体計画

(2) -1. ゾーニング計画

周辺整備対象地を、用途や持たせる機能から分類を行い、大まかなエリアに区分するゾーニングを行う。以下にゾーニング図を示す。

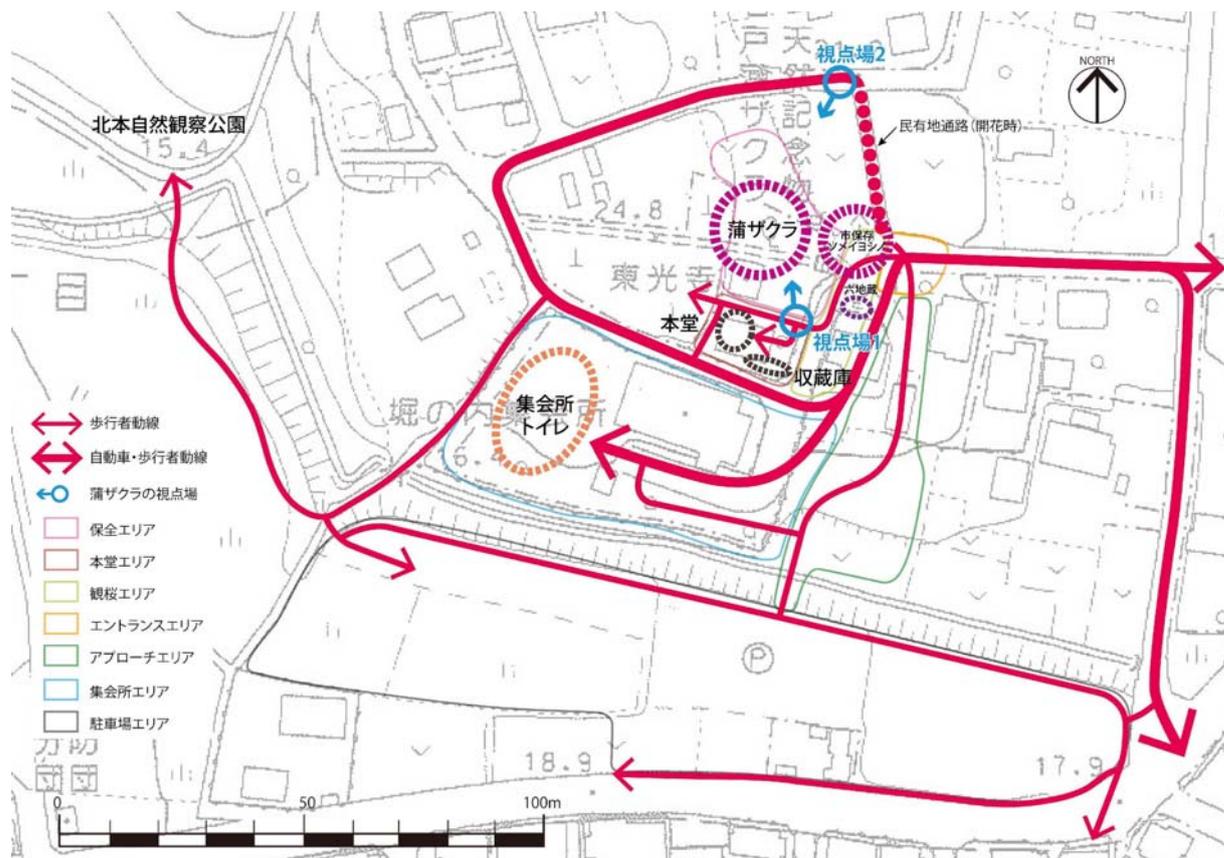
- 保全エリア 蒲ザクラの保護用地
- 本堂エリア 東光寺の施設用地
- 観桜エリア 蒲ザクラの観覧機能
- エントランスエリア 出入口および滞留機能
- アプローチエリア 目的地へのアクセス機能
- 周回園路エリア 蒲ザクラ周遊観覧機能
- 集会所エリア 集会所、フリースペース用地
- 駐車場エリア 駐車場用地



図：ゾーニング図

(2) -2. 動線計画

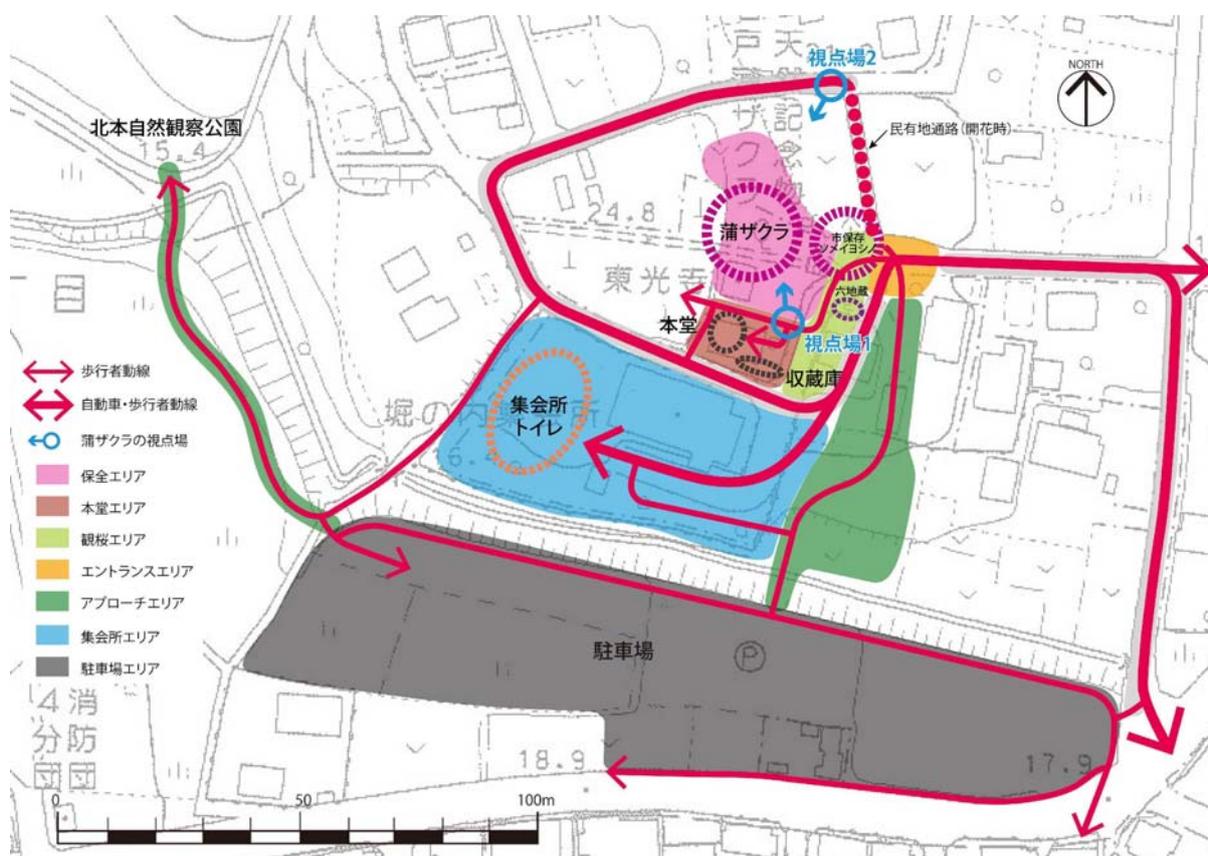
蒲ザクラを訪れる人のゾーニング間の動きと、蒲ザクラの良好な観覧場所となる視点場を設定し、以下の動線図に示す。



図：動線計画図

(3) 周辺整備構想図（案）

周辺整備構想図（案）を以下に示す。



図：周辺整備構想図（案）



図：視点場 1 からの景観イメージ



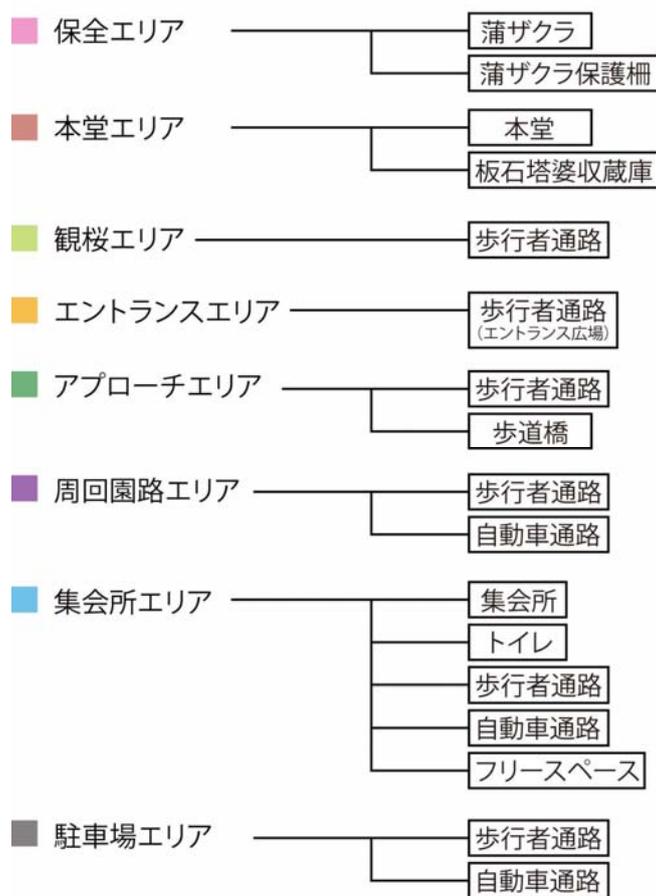
図：視点場 2 からの景観イメージ

(4) 施設整備計画（参考図）

構想図だけではイメージが付きにくいいため、検討委員会や関係者の意見を具体的に反映し参考図として示すため、必要な施設の規模・機能、形態、配置について検討を行う。

(4) -1. 施設構成

各エリアの主な施設構成を以下の図に示す。



図：施設構成

(4) -2. 施設のイメージ

施設のイメージを以下に示す。施設の整備にあたっては、文化財保護法や、埼玉県福祉のまちづくり条例などの法規および上位関連計画に準ずるものとする。

①歩行者通路

歩行者通路は余裕をもって人がすれ違うことのできる幅員2~4mとする。また、バリアフリーに配慮した歩行者通路を確保すること。舗装は、維持管理しやすく、環境および景観に配慮したものとして、透水性アスファルト舗装などを使用する。

②自動車通路

集会所および駐車場の自動車通路については、基本的に幅員5mとする。舗装は維持管理しやすく、環境に配慮したものとして、透水性アスファルト舗装や透水性コンクリート舗装などを使用する。観覧動線ともなっている市道については、市の基準に適合するものとし、観覧者および運転者の注意喚起と、さくらまつりの際の歩行者専用通路として明示しやすくするため、素材や色を分ける。また、集会所への通路など勾配が大きい部分には、滑り止めを施す。

③駐車場

駐車場は乗用車用と観光バス用の駐車スペースを設けるものとする。自動車と歩行者の通路を確保し、残りの部分を駐車スペースとして効率的に配置する。民家が隣接しているため、駐車場と民家との間には、十分な緩衝となる樹林帯を設ける。駐車場の植栽は、周辺の景観と調和するように、極力緑を取り入れることとする。また、夏の日差しを緩和するための緑陰を確保し、良好な景観を維持するため、駐車場の敷地に元々植えられている桜はなるべく現地に残すものとする。駐車場整備に支障をきたす場合は、桜への負担をなるべく軽くするため、敷地内での移植を検討する。

駐車場南側に接する道路は通学路になっているが、歩道がないため、地元から安全な通学路の確保が求められている。駐車場南側の道路沿いのスペースを活用し、通学路として利用できる歩道を設ける。歩道には緑陰確保のため、桜などで街路植栽を行う。

舗装は、雨水流出を抑制するとともに、維持管理しやすく、環境に配慮した舗装として、透水性アスファルト舗装を使用する。地元住民の多目的な利用および景観に配慮した舗装として、一部に土系の舗装や芝生ブロックなどの導入を検討すること。自動車通路と歩行者通路は、安全性確保のため、素材や色を分ける。

乗用車の駐車スペースを幅2.5m×長さ5m、観光バスの駐車スペースを幅3.5m×長さ12mとして、現在の駐車場用地に配置を検討すると、観光バス6台、乗用車108台の駐車スペースが確保できる。

次に、参考として蒲ザクラ観光地としての必要駐車台数を算出する。北本市の目標観光客数を加味した蒲ザクラの観光客数を基に、観光客誘致に成功している福島県三春滝桜の統計を活用しながら、必要駐車台数の算定を行う。

蒲ザクラ駐車場に必要な駐車台数の検討は、以下の計算方法により行う。

$$\text{必要駐車台数} = \text{同時滞在客数}^* \times \text{乗用車利用率} \div 1 \text{ 台当りの乗車人数}$$

$$*\text{同時滞在客数} = 1 \text{ 日当たりの観桜客数} \times \text{回転率}$$

■条件整理

(1日当たりの観桜客数)

- 平成20年から22年までの3年間の観桜客数はそれぞれ約32,500人である。
- 北本市の年間観光客数の目標は100万人であり、これは現在の62万人の約1.6倍である。
- したがって、蒲ザクラの年間観桜客数の当面の目標人数は、32,500人の1.6倍で、52,000人と想定する。
- 三春滝桜の場合、観桜に適した期間は年によって異なるが、3分咲きから散り始めて2日間程度までとすると、概ね10日である。そこで、蒲ザクラの場合も10日を観桜期間とすると、1日当たりの平均観桜客数は、5,200人と想定される。

$$52,000 \text{ 人} \div 10 \text{ 日} = 5,200 \text{ 人/日}$$

(回転率)

- 午前10時から午後4時までの6時間を観桜時間帯とし、平均滞在時間を約1時間とすると、観桜客の1日当たりの回転率は $1/6=0.17$ となる。

(乗用車利用率)

- 滝桜の場合、直近のデータとして2004年から2008年までの5年間の観桜客の乗用車利用率は約28.6%である。蒲ザクラの場合も滝桜と同様に、公共交通機関の利便性が不高いため、乗用車での観桜客が多いものと推測できる。そこで、蒲ザクラにおける乗用車利用率を、滝桜を参考に29%と想定する。

年	普通車	バス	マイクロバス	自動二輪車	観桜バス	その他	※計	推定人数
2008年	30,618	2,904	243	566	4,027	76,310	114,668	294,992
2007年	34,934	2,601	197	524	3,669	76,180	118,105	294,140
2006年	33,545	3,315	304	506	5,345	85,797	128,812	332,485
2005年	38,008	3,003	358	2,034	3,561	87,143	134,107	335,832
2004年	40,619	3,173	424	—	3,549	77,177	124,942	337,985
平均	35,545 (28.6%)						124,127	

(「三春滝桜観光客数の推移」より：三春町提供) 「※計」は確認されている観桜客数

■必要駐車台数の想定

以上の条件整理を基に、必要駐車台数を算定する。

$$\text{同時滞在客数} = 5,200 \text{ 人} \times 0.17 \approx 884 \text{ 人}$$

1台当りの平均乗車人数を2人とすると、

$$\text{必要駐車台数} = 884 \text{ 人} \times 0.29 \div 2 \approx 128 \text{ 台}$$

以上の検討により、蒲ザクラ観桜客のための必要駐車台数は、概ね 128 台である。ただし、これは平均的な数字であり、満開日が土日に重なる場合など、観桜客が集中することは想像に難くない。そうした場合の対応として、近隣における臨時駐車場の確保や、滝桜における観桜バスのようなシャトルバスの運行なども検討する必要がある。

④集会所・トイレ

参考図に示す集会所は現在と同程度の規模とするが、建築に向けて計画する際には、地元の利用者の意見や市の情勢などに配慮したものとする。トイレは、観光客の利用を想定したものとし、集会所と一体的に整備して建築コスト縮減を図ることも、今後の検討課題とする。

集会所の周囲は歩行者がアクセスしやすいように、また普段は集会所利用者の駐車場、さくらまつり等のイベント時は催事場や一時的な駐輪場を設置しやすいように、舗装を施したフリースペースとする。維持管理しやすく、環境に配慮した舗装として、透水性アスファルト舗装や透水性コンクリート舗装などを使用するものとする。

集会所の敷地に元々植えられている桜はなるべく現地に残し、夏の日差しを緩和するための緑陰を確保する。集会所周辺整備に支障をきたす場合は、桜への負担をなるべく軽くするため、アプローチエリアなど近場への移植を検討する。

⑤板石塔婆収蔵庫

収蔵庫に収められている板石塔婆を、訪れた人が自由に観覧できるような設えを検討する。ここでは、板石塔婆を一行に配置し、外から窓を通して観覧できるような設えを想定した図とする。実施計画の際には、東光寺の蒲ザクラ、本堂の景観に配慮し、周囲と調和の取れたデザインとする。

⑥歩道橋

歩道橋は園路と同程度の幅員とし、ここでは 4m に設定する。構造形式や設えについては、景観に調和しかつ維持管理しやすいものとし、今後の検討課題とする。

⑦エントランス広場

市道の付け替えによってエントランス広場を確保する。人の溜り場となるため、勾配条件が厳しい場所であるが、なるべく平坦となるように努力する。また、駐車場から歩くことが困難な蒲ザクラ観覧者などのため、一時的な乗降場となることを想定しておく。蒲ザクラの入口にふさわしく、また東光寺や地藏群などの景観に調和する舗装材を使用するものとする。

する。エントランスエリア内の保護樹木のソメイヨシノに影響がないように配慮する。

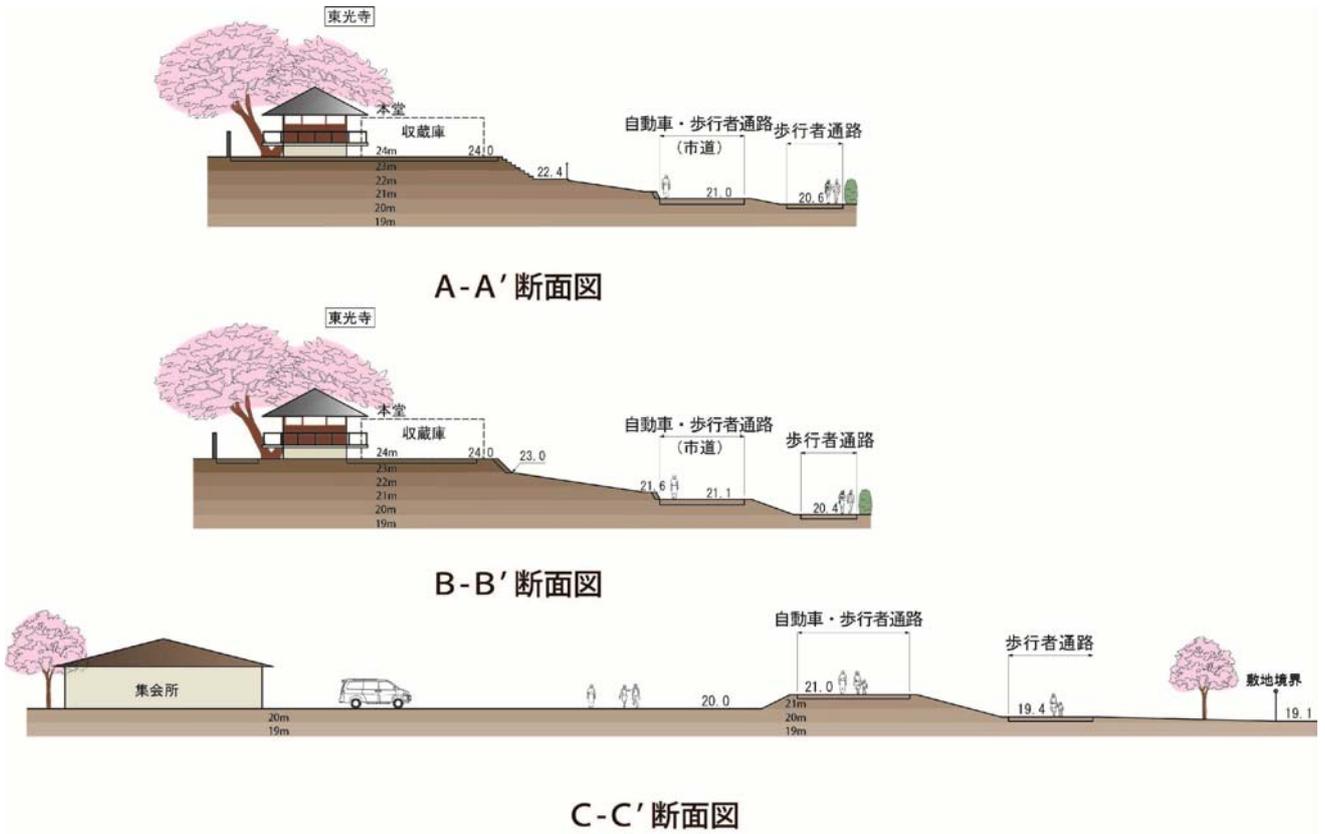
⑧アプローチエリアの植栽

アプローチエリアは他のエリアと異なり、既存木が少なく、比較的自由に植栽できるエリアである。市道の付け替えによって、法面が市道に向かって緩やかにすりつくため、アプローチエリアの歩行者通路から、蒲ザクラや周りを囲むソメイヨシノを視界に入れることが可能となる。歩行者通路沿いの植栽はこの景観を阻害しないように配慮し、また、蒲ザクラへのアプローチとして楽しめる植栽計画とする。例として、蒲ザクラとともに「日本五大桜」と称えられた桜の木々を植栽し、北本で五大桜を一度に楽しめるような植栽を検討する。

(4) -3. 参考図



図：参考図



図：参考断面図

5-4 活用計画

国指定天然記念物である蒲ザクラは、文化財保護法の基に地域の環境にふさわしい形で保存と活用が求められている。文化財の保護とともに活用を促すことは、文化財に対する理解が深まるとともに、観光振興・地域経済の活性化にもつながり、地域のまちづくりに大きく貢献することになる。

北本市唯一の国指定の文化財である蒲ザクラの保護意識を高めるとともに、北本の魅力発信の核とするため、活用計画を策定する。

(1) 基本方針

基本方針

- ・ 蒲ザクラの保護意識の高揚を図る
- ・ 周辺の歴史文化、自然資源の一体的活用を図る
- ・ 花見の時期のみでなく、通年での活用を検討
- ・ 市民とまちづくりに関わる組織の協働、連携を図る

(2) 活用方策

現況で取組みが可能なものおよび北本市で既に行われている様々なイベント等と連動させ相乗効果が期待できる活用方策と、蒲ザクラの周辺整備を機に、新たに考える活用方策などがある。これらの視点から検討を行い、以下に活用方策（案）として示す。

活用方策（案）

① 北本自然観察公園と一体的に楽しめる新たな教育プログラムの提供

公園の落葉を利用した堆肥づくりや実際に施肥するプログラム、モニタリングを兼ねた定例観察会を企画し、世界で唯一の種である蒲ザクラと公園内の桜の違いを見つけるゲーム形式のイベントなど、自然への造詣を隣接する公園と一体的に楽しめる新たな教育プログラムを提供する。

② 地元の学校団体等の学習支援活動

蒲ザクラの保護活動を地元のこどもたちと行うことで、文化財の知識や保護活動への理解を深め、活動を通して郷土の歴史を学ぶ機会を支援するとともに、未来の蒲ザクラ保護活動の担い手育成につなげる。

③ 情報の整理・積極的な情報発信

蒲ザクラの樹勢回復の記録やモニタリング結果、管理状況などの情報を整理一元化し、公開することで、今後の保護活動や、後世の世代への保護活動の引き継ぎをスムーズにする。また、市のホームページのほか、北本市で既に開設している Twitter, mixi, Facebook, LINE などのソーシャルメディアを活用し、開花状況、駐車場など施設の利用状況などをリアルタイムで公開、ライブカメラなどの導入も検討し、積極的かつ迅速な情報発信を行う。

表：ソーシャルメディアを活用した情報発信の事例

天然記念物三春滝桜（福島県）	
概要	運営
滝桜周辺全景、滝桜のズームアップ、県道の様子など 8 か所に設置されたライブカメラから動画を配信、リアルタイムに情報を発信している。	三春町観光協会
滝桜専用のホームページを開設。通年で滝桜の状況を発信している。 Facebook, Twitter による情報発信 You Tube, USTREAM による動画配信 メールマガジンの発行	三春町有志 (地元企業・商店など)

現場での情報発信の仕方についても、新たな手法について検討することが大切である。

板石塔婆群は、収蔵庫に収蔵されるまでは蒲ザクラの根元にあり、共にあるものとして認識されていた。板石塔婆群の中には、かつては全国で最古のものとされていた（現在は全国で4番目に古い）という貴重な板石塔婆もある。現



図：大正時代の蒲ザクラ

在は、文化財である板石塔婆の保存と蒲ザクラの健全な生長のため、かつての姿を見ることはできない。そこで、この蒲ザクラ独特の歴史を広く知ってもらい、文化財の保護への理解をより深めてもらうため、新たな情報発信の手法を検討する。例として、集会所にかつての姿を再現したジオラマ模型や開花時の写真パネルなどを展示し、通年で蒲ザクラを訪れて楽しんでもらえるような企画を検討する。

表：桜の歴史に関する情報発信の事例

すみだ郷土文化資料館（東京都）	
概要	運営
<p>墨堤植桜の歴史など、桜に関する資料を展示。墨堤に生まれ育った文人や、墨堤の風光を愛し、この地に移り住んだ人々に関わる資料の展示や、花見でにぎわう明治末年の墨堤をジオラマ模型で再現。さらに照明と音響による臨場感あふれる演出を行うとともに、コンピューターマルチメディアソフト「墨堤そぞろ歩き」が組み込まれていて、コンピューター画面の中で、模型の登場人物の話聞きながら、あたかも当時の墨堤を歩いているような体験ができるようになっている。</p>	墨田区
 <p>桜堤ジオラマ模型 (写真 http://www.city.sumida.lg.jp)</p>	

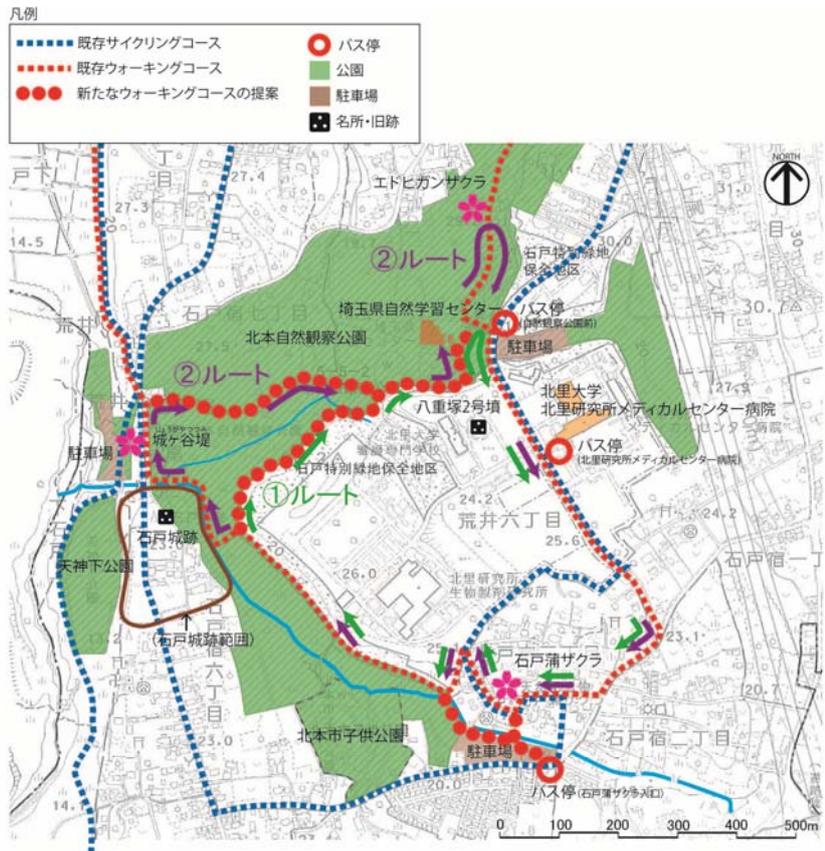
④ 観光ルートの更新・新たな観光ルートの企画

北本市観光マップに掲載されている観光ルートを基に、蒲ザクラ周辺にスポットをあてたルートを設定する。また、蒲ザクラをはじめとする「古木めぐり」や、範頼伝説とその他地域にのこる伝承の地を訪ねる「パワースポットめぐり」など、テーマ性を持たせた観光ルートの企画を検討する。蒲ザクラを中心に既存の観光スポットを新たな視点で見直すことで、北本市全体の魅力度を高める。

表：パワースポットめぐりの事例

出雲パワースポットめぐり（鳥取県）	
概要	企画
<p>スピリチュアリティや風水や気功などの考え方に基づいて、人を元気にしたり、健康にする力があると信じられている場所のことを「パワースポット」と呼び、縁結びの神・福の神として名高い出雲大社や、神話の舞台となっている稲佐の浜をめぐる観光ルートを設定している。</p>	出雲観光協会

- ウォーキングコース① (約2.2km)
- 駐車場
- 蒲ザクラ
- 北本市子供公園
- 北本自然観察公園
- 埼玉県自然学習センター
- 八重塚2号墳
- 駐車場
- ウォーキングコース② (約3.0km)
- 駐車場
- 蒲ザクラ
- 北本市子供公園
- 北本自然観察公園
- 城ヶ谷堤
- 埼玉県自然学習センター
- エドヒガンザクラ
- 八重塚2号墳
- 駐車場



図：観光ルート（案）

⑤ 新たなイベントの企画

蒲ザクラの魅力度および注目度を向上させるイベントを開催する。例として、囃子や獅子舞等の郷土芸能や能、歌舞伎等の伝統芸能を披露するなど、長寿の桜と長きにわたり継承されてきた日本文化とのコラボレーションなど、蒲ザクラを活用した新たな企画を検討する。

また、チューリップや菜の花など季節の花で蒲ザクラ周辺を彩る新たなイベントの実施や、蒲ザクラを中心とした地域に愛着を持ってもらうため、実施にあたり、球根植えや菜の花の種まきなどの準備段階から、地域ボランティアが携わる企画など、参加体験型プログラムの実施を検討する。



図：北本市郷土芸能大会



図：新たなイベントのイメージ

(3) 実現に向けての課題

前項で挙げた活用方策（案）には、すぐに着手可能な方策もあるが、多くはその実現に向けて地域や関係者の理解が不可欠であり、またハード的な整備やイベント開催には多くの資金を必要とする。今後、活用方策実現に向けた実施計画を進める際には、これら問題を解決するための手法を検討することが重要であり、今後の課題とする。

5-5 事業計画

石戸蒲ザクラの保護及び周辺整備計画の実施にあたっては、大きく保全エリア整備と周辺整備に分けられる。保全エリア整備と周辺整備の相互の関連性を考慮しつつ、全体的な事業の段階的整備のあり方を以下に示す。

(1) 事業の段階的整備

表：事業の段階的整備

整備段階	保全エリア整備	周辺整備
第1ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ■ 蒲ザクラの根系調査、土壌調査 ■ 蒲ザクラの植込地周りのコンクリート土留め、鉄柵の撤去 ■ 墓地への通路の移設と、アスファルト舗装の撤去 ■ 境内の石碑等の移設や東屋などの施設の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東側用地の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記整備によって得られた空間の保全エリア化 	
第2ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ■ 板石塔婆収蔵庫の撤去・新設 ■ 東光寺（本堂）移設 ■ 本堂移設に伴う跡地の保全エリア化 ・ 本堂と収蔵庫の移設により確保できる土地を保全エリアに取り込む。 ・ 東側用地確保により市道の移設が可能となり、本堂、墓地への通路を移動することにより、境内での保全エリアを最大限に確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 境内の東側に接する市道の付け替え整備 ■ 周回園路としての市道の舗装整備 ■ 旧市道跡地の盛土造成と新たな東光寺境内への通路整備 ■ 入口広場の整備
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 駐車場用地の確保 ■ 駐車場の整備 ■ 駐車場からの人道橋、園路の整備 ■ 蒲ザクラ関連のサインの整備 ■ 自然観察公園との連絡通路の整備
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 堀の内集会所とトイレの新設及び周辺整備
第3ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ■ 北側用地の確保と保全エリア拡大 ・ 北側用地に保全エリアを確保する。 	

(2) 今後の課題

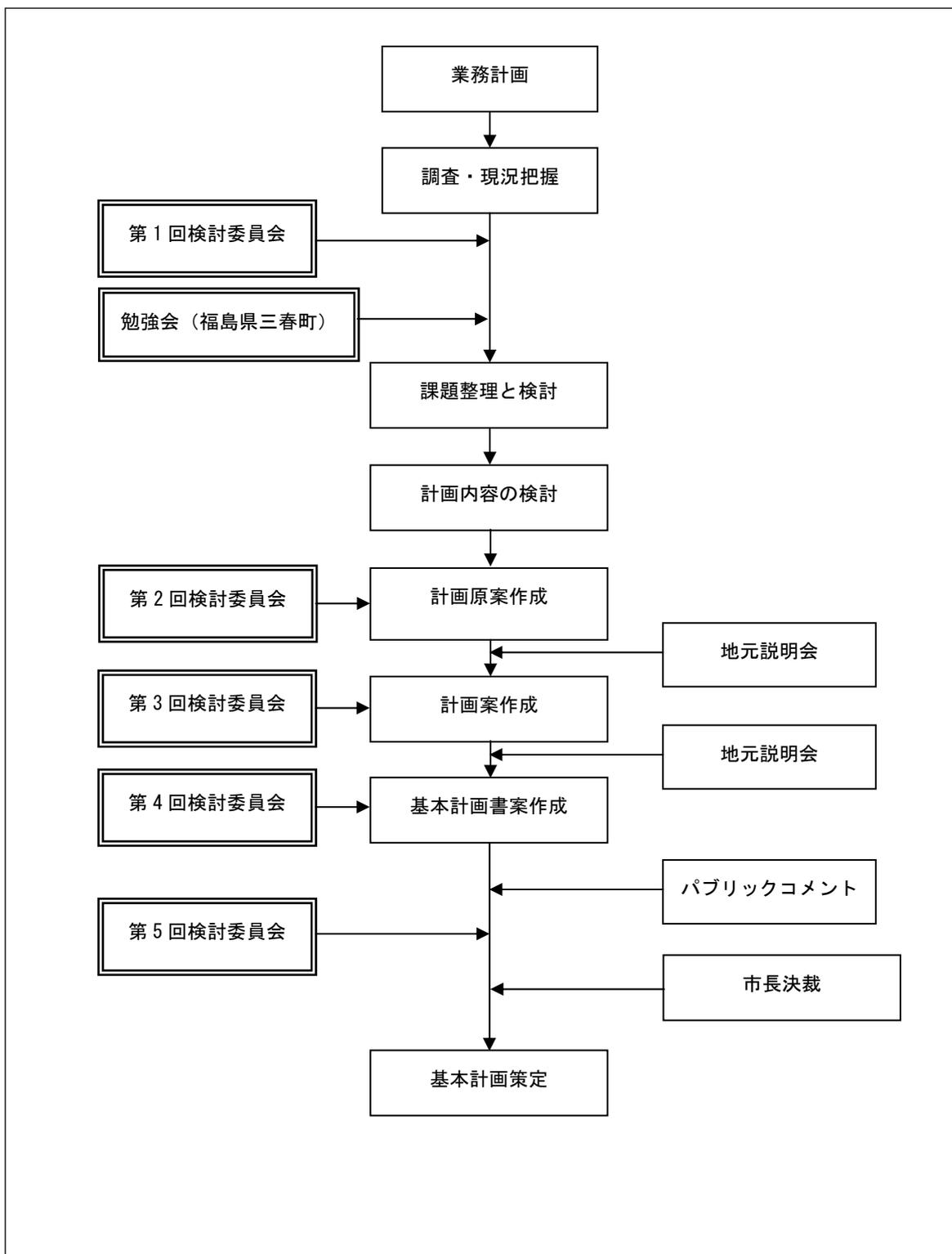
石戸蒲ザクラの保護・活用の実を上げるには、いくつかの解決すべき課題がある。これまで述べてきた中で、今後早期に対応する必要のある課題を以下に列挙する。

- ・ 蒲ザクラの根系の範囲を確認した上で、その範囲が隣接する私有地等に広がっている場合、その土地を蒲ザクラの保全区域として長期にわたって担保するための方策を検討する必要がある。
- ・ 境内のイチヨウも蒲ザクラと同様に長寿であり、かつ大木に生長するため、境内の広さでは 2 本の大木が生育するには狭いと推測される。蒲ザクラの根系とイチヨウの根系が競合することになると、既に 800 年の年月を経てきた蒲ザクラには、大きな負担になる恐れがある。今後、根系の状況を確認する中で、対策を検討する必要がある。
- ・ 現在でも桜の開花の時期には駐車場は不足していると言われている。今後、圏央道が開通すると、広域の観光客が増加することは必然であり、その場合の駐車場の確保やシャトルバスの運行等、対応可能な方策の検討が必要である。

附章 資料編

1. 石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備基本計画策定の流れ

■基本計画策定フロー



2. 石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画検討委員会

■委員会設置要綱

石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画について検討するため、石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画に関すること。
- (2) その他石戸蒲ザクラの保護及び周辺整備に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱若しくは任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 第1項に定めるほか、計画の策定のため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民経済部産業観光課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

■委員会名簿

石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画検討委員会名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	北本市文化財保護審議会会長	内田 賢作	
2	石戸蒲ザクラ保存会会長・西7区長	高松 了	
3	東光寺檀家総代	高松 芳栄	
4	東光寺地区総代	高松 和夫	
5	堀の内集会所運営委員会	小林 好夫	
6	北本市自治会連合会会長	田島 和生	
7	北本市まちづくり観光協会会長	安江 洋	
8	埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園指定管理者 財団法人 埼玉県生態系保護協会事務局長	堂本 泰章	
9	北本市都市整備部都市計画課長	大藏 裕介	
10	北本市都市整備部道路課長	荒井 照男	
11	北本市教育部生涯学習課長	大島 一秀	

臨時委員

	所 属	氏 名	備 考
1	東光寺住職（東明寺住職）	朝日 幹學	
2	埼玉県自然環境課	山岡 明彦	

■委員会全体スケジュール、主な内容

	主な内容	日程
第1回	<u>現況把握</u> ・ 計画策定の概要 ・ 蒲ザクラの現況の把握 ・ 蒲ザクラ保護及び周辺整備計画に向けての意見集約	平成 24 年 8 月 22 日
勉強会	桜先進地勉強会開催～三春滝桜に学ぶ～	平成 24 年 10 月 16 日
第2回	<u>原案作成</u> ・ 保護策、周辺整備案（複数案）に対する意見集約	平成 24 年 10 月 31 日
第3回	<u>計画案作成</u> ・ 計画案に対する意見集約	平成 24 年 11 月 27 日
第4回	<u>計画書案作成</u> ・ 計画書案に対する意見集約	平成 25 年 1 月 30 日
第5回	<u>計画案作成</u> ・ パブリックコメント（2月実施）を受け最終調整	平成 25 年 3 月 12 日

3. 石戸蒲ザクラの開花状況の推移

1998年（平成10年）	2006年（平成18年）	2010年（平成22年）
		
2003年（平成15年）	2007年（平成19年）	2011年（平成23年）
		
2004年（平成16年）	2008年（平成20年）	2012年（平成24年）
		
2005年（平成17年）	2009年（平成21年）	
		

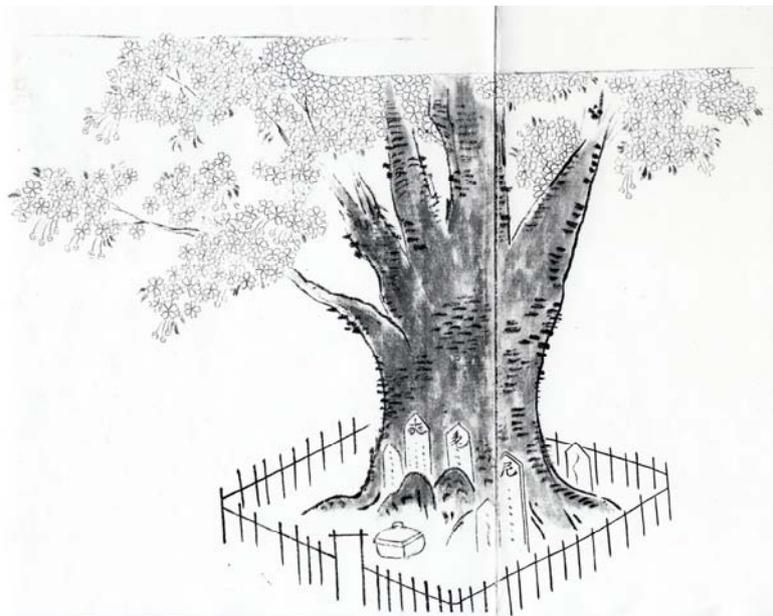
4. 蒲ザクラに関する各種文献等での記述

■「^{かつしやわ}甲子夜話」 松浦静山 文政4年（1821）

桜は久しく保がたきものなれども、又数百年を経る木もたまさかは有なり。今中奥御番を勤る牧野左近の采邑の古桜は、武州の内には比倫なき古木なるべし。其村より出せる書つけとて見る。其文に石部領蒲桜之由来。正治二庚申年ヨリ 六百十年程、抑武州足立郡石部郷御堀之内西亀山無量院東向寺は、行基菩薩の御作阿弥陀如来安置の靈場にして、人皇八十三代土御門院の御宇、源朝臣三河守範頼公配所の旧跡なり。^中略 其後鎌倉より嚴命にて、正治二庚申二月五日御年四十七にして御生害有けるこそ哀れなり。御墓を阿弥陀堂の傍につき御廟に桜を植させ、末代の印と定。^下略

- 一、桜根本の廻り二丈但山桜なり
- 一、四尺程あがり四本にわかれ
- 一、高さ三丈六七尺
- 一、枝先き広がり十五六間四方
- 一、石碑都合十一あり

但文字何れも分りかぬる。石摺にするにも文字しかと分らざる故摺立宜しからず。此古碑ども元は桜を離れて立たりしものなるべけれども、木の成長に随ひ、今は木皮の肉にて包み彫込し如くなり云。



(松浦資料博物館蔵)

源範頼 東光寺蒲櫻
並古碑附

源範頼朝臣は、左馬頭、贈正二位義朝の第六子、母は池田駒の遊女なり、諸家系図 遠江国、蒲の地に生れしにより、蒲冠者と称せらる、今按ずるに、遠江国長下郡、浜松の近郷に、蒲といふ所あり、こゝなるべし、 治承五年、七月十四日、改元養和、 閏二月廿三日、志田三郎義廣 保曆間記、作義憲、 謀反し、兵を起して、鎌倉を攻んとせし時、範頼諸将と、小山朝政が陣に加りて、俱に義廣を討滅ぼしつ、保曆間記に拠るに、この時範頼、鎌倉にあり、武衛の命を受けて、はせて下野に趣きしなり 寿永三年 四月十六日為後 鳥羽院元暦元年、 正月、前武衛頼朝の命を禀て、舎弟義経と俱に、数万騎に将として、源義仲を討て功あり、二月、平氏を摂津の活田に襲て、これに捷ぬ、範頼義経両大将たり 六月五日、従五位下に叙し、三河守に任ぜらる、九月、朔、又西征す、元暦二年 八月十四日改元文治、 三月、平家を西海に討滅し、範頼凱旋して、鎌倉浜宿の館に在り、建久四年の秋、謀反の聞えあるにより、八月十七日、伊豆国に幽せらる、東鑑 遂に誅せられけるとぞ、保曆間記 こはなべての人のしれる事なれども、江戸より程遠からぬ田舎に、範頼の墓、並に城迹と唱る処あり、いといぶかしければ、先旧文を抄録して、後に里老の口碑を見はし、愚按さへしるしつけて、後攻に備るもの左の如し、武蔵国足立郡、石戸荘、堀之内村 江戸より距ること十二里なり、中川道、桶川駅の西北より、西に入りて、下石戸に至り、又屋津に至り、左へ諏訪市場に至り、堀の内に至る、桶川の上のかたより、堀の内村に至りて、路程二里なり、 なる東光寺といふ小道場の墓門の傍に、巨桜樹一株あり、下より瞻る所、四丈許、幹の周匝二丈なり、その枝葉の掩ふ限り、左右へ十八丈 三十間なり に及べり、樹下に古碑十五本 この中、八本全し、七本は断碑なり、 石塔婆 俗に五輪といふもの 一本あり、その碑二本は、既に幹に包れたり、是の樹の巨大になる隨に、樹と碑と相適て、遂に幹の内に入りしなり、碑は片石にして青し、摂津の御影石といふものに似たり、伊豆石なるべし、その勒せし年月、幽に読る、貞永、寛永、文応、弘安等の号あるもの、尤ふりたり、かゝればこの樹は、六百年来の物なる事疑ふべからず、その辺四面に垣籬をしたり、一方一丈五尺、その垣破壊すれば、里人等修復すといふ、 土人これを蒲桜と呼べたり、花は単葉にして、山さくらの如し、 即 図して下にあらはす、里老伝へていふ、昔この処は、範頼朝臣の城地なりしにより、今なほ堀の内といふ、その城溝は、過半埋れて、田園になりたれども、遺溝は大きな池になれり、その深き所は、水下丈余もあらん、又石戸駒これを上石戸と唱ふ、駒路にはあらねども、土人私にしか呼べり、この村は、荒河に添し処なり、堀の内を去ること、四丁あまりなるべし、 の脊に、城山と唱るあり、又東光寺の南のかたに、桶川へ造る間道あり、こゝに石橋あり、これ正門の迹なりといひ伝へたり、この石橋の辺に、精進場と唱る処あり、こは範来朝臣の、せじみし給ひし旧地なり、又番坂、太郎塚、宝塚など唱る処あり、太郎塚は、その伝を失へり、番坂は、番士勤仕の処なり、宝塚は本邑の旧家、小林三郎左衛門が曩祖、高松三郎左衛門は、鎌倉より、範頼朝臣に、隸進せられし老党なり、その子孫、村長になりたるに、慶長年間失火して、相伝

の武器、調度旧記等、すべて烏有になりつ、その庫の焼跡を、人の踏穢さん事をおそれ、その灰を瘞て、塚に築きしかば、やがて宝塚と呼做たり、この比までは、その家豊なりけるに、後いたく衰へしかば、職を辞して平民になれり、かくて高松を名のらん事、恥かはしくや思ひけん、子孫小林をもて家称とす、今の小林三郎左衛門是なり 塚は即その家の北にあり、こゝより精進場まで、道直くして、六十丈百間なりばかりなるべし、高松が家門の迹、今なほその間に遺れり、又云、この地は、昔蒲殿、あしき病に嬰り玉ふにより、〔頭註〕一説に、範頼は、正治二年二月五日、その地に卒、明巖太居士と追号せり、さくらは、蒲殿手うゑの愛樹なりし、といへり、寺説には聞ことなし、且亡者に戒名つくるは、これより後の事なり、人界八町四方を隔て、棄られ玉ひし処なり、こゝをもて、その廟所より八町四方は、みな堀の内村なりしに、後漸々に削られて、今は豎のみ八町あり、蒲殿はこの地にして、竟に世を逝玉ひしかば、今の東光寺の地に葬りつ、桜は墓標にしたるなり、よりてその樹を蒲桜と唱ふ、樹下なる五輪の石塔は、即 範頼朝臣の墓なり、以上、堀之内の村長小林松右衛門が説話なり、松右衛門、本姓は高松氏、即三郎左衛門が親屬なりといふ、 又彼東光寺は、縁起いまだ詳ならず、本堂の額燈籠に、万年山とするせしは、近きころまで住みける僧の、みだりに自号せしなりこの寺は、西木山と号す、河越なる東明寺の子院にて、藤沢の遊行派なり、 この寺、慶長中、村長高松生が家より失火せしとき、延焼して寺記伝らず、是よりの後、形のごとくなる菴室なれば、無住にて過せし年もありけり、今の住持は、河越なる東明寺より入院せしとぞ、東光寺、現住の説話なり 解云、件の巨桜は、曩に灰に伝聞しかど、なほその詳なる事をしらず、この故に、前集植物部に、収ることを得ざりき、かくて今茲の夏に至て、これを友人華山子に謾るに、彼人、余が為に、東光寺にいゆきて、その巨桜古碑等を写し、且里老に推敲て、その口碑を獲たる事右の如し、範頼朝臣始終の事は、既に上に抄録せり、その遺趾の、足立郡にあるよしは、古記旧文に所見なし、その事土人無稽の説に出れども、聊 その由なきにあらず、東鑑、卷之十三 建久四年八月十七日、範頼幽せらるゝ条に、参河守範頼朝臣被_レ下_二向伊豆国、_一狩野介宗茂、宇佐美三郎祐茂所_レ預守護也、帰参不可_レ有_二其期、_一偏如_レ配流、_一とのみ記して、この後誅せらるゝの文なし、唯保曆間記 中卷 にハ、建久四年八月、三河守範頼誅セラル、其故ハ云々、記せしにより、これより後の物には、皆殺害せらるゝよしをいへれど、必しも間記の一書をもて、東鑑を誣がたし、平治物語、三卷下 義経奥州下向事の段の参考に、これらの疑難ありて云、保曆間記ニ、範頼誅セラルト云、不_レ知_レ所_レ抛といへり、範頼果して誅せられなば、東鑑に必書すべし、しつさざるは、その謫罰終に赦に遇さればにや、例せば、義経の子は、みな殺されたり、範頼の子二人、官僧になりたれども、その子孫漸々に多かり、罪に軽重あればなり、しかれども、その卒するの年、定かならざるは不審、当時忌よしありける歟、今にして知るべからず、又按ずるに、足立郡は、藤九郎盛長が苗字の地なり、範頼は、盛長の婿なり、その伊豆に幽せらるゝの後、足立氏に預られし歟、或はまうし預りて、今の

堀の内村の地に、推籠置たるにより、範頼竟に、その地にて終りしにや、こも推量の外なけれども、その由なしとすべからず、その籠居謫罰を、当時忌かくすよしありしかば、土俗謬伝て、蒲殿は、悪病を稟玉ひしにより、人界八町四方を隔て、棄られ玉ひしといふにはあらぬ歟、番坂と唱る処は、警衛の万人のをりし処歟、又高松三郎左衛門といひしものは、当初足立氏より附たる家臣歟、こは口碑を助くるに似たれども、東鑑に、範頼の死を
するさざるに、今その旧跡墳墓ありといふをもて、よく察せずばあるべからず、これを不
経の言とすれば、論なし、もしたまたま中ることあらば、旧記の遺漏を補ふ一端とならん、
又按ずるに、範頼朝臣の子二人、みな僧になれり、長男を範円といふ、諸家系図第四云、
順大寺阿闍梨、母藤盛長女、季を範暁といふ、子孫、なし、範円生為頼、吉見三郎為頼生、
義春吉見太郎頼宗、吉見彦二郎、子孫多有義春保暦間記作三郎頼氏、生義世、吉見孫太郎依有謀反企、
永仁四年、於関東、被搦捕畢、保暦間記下卷云、永仁四年十一月廿日、吉見孫太郎義
世、三河守範頼四世孫、吉見三郎頼氏男、謀反ノキコエ有テ召取ル、良基僧正同意之間、遠流セラル、義世ハ
龍口ニテ、首ヲ刎ラレ畢ヌ、これらの文と、口碑を合し考るに、範頼の長男、範円阿闍梨
は、足立盛長の外孫なり、その別院、足立郡になしとすべからず、さらば彼精進場、及城
山など唱る処は、範頼の事にはあらで、その子孫の古迹ならん歟、これも亦しるべからず、
又彼堀内村を、当初足立氏の所領なりけんと思ふよしは、東鑑に所見あり、東鑑卷四十三、建長四年七月
四日午刻、秋田城介義景妻、女子平産云云、号堀内殿
是也、といへり、義景は、安達盛長の孫、景盛の子なり、同地名所々にあれば、なほ定かならざれど
も、今も足立郡に、堀内村あれば、東鑑に云所堀内殿は、安立郡なる、莊園の名に由れる
にはあらぬ歟、女子に莊園を分与へたる事、東鑑に多く見えたり、こは推量の説なれ共、姑く管見を録して後考の一端
に備ふ、或はいふ、石戸の莊は、鎌倉將軍の時、石戸左衛門尉居れり、石戸氏は、〔頭註〕
石戸氏は、何処の人なるをしらざれ共、再按、東鑑卷三十六、寛元三年八月十六日、鶴岡
神事条下云、馬場儀如常、十列、一番大隅太郎左衛門尉、二番豊後十郎左衛門尉、三番石
戸左衛門尉、四番足立太郎左衛門尉、五番云々、大隅と豊後と、石戸と足立と、つがひた
るやうなれば、石戸を武蔵の人とする歟、さばれその墓にはあらず、東鑑に見えたれども、
世人しらず、その墓の樹を、蒲桜といふにより、範頼の事すなるが、土俗の伝会なるべし
といへり、しかれども、石戸の事蹟詳ならず、石戸左衛門尉は、東鑑卷三十六、三十七、寛元中、只
二ヶ所に、その姓名見えたり、且彼墓所に、はやく貞永
二年、追薦供養の石塔婆あれば、その墓にはあらざるべし、これを里老に問せしに、さる人は、伝へも聞ずといへり、かゝれ
ば或説も又信がたし、その旧迹はとまれかくまれ、桜は世に稀なるものなり、好古の人々
いゆきて観るべし。



5. 参考文献

- ・『石戸蒲ザクラの今昔』 北本市教育委員会
- ・『樹木根系図説』 苧住昇著、誠文堂新光社刊
- ・『道路緑化技術基準・同解説』 (社) 日本道路協会
- ・『造園植栽の設計と施工』 三橋一也・相川貞晴著 鹿島出版会
- ・『緑化・植栽マニュアル』 中島宏著 財団法人経済調査会

石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備基本計画

発行日 平成 25 年 3 月

発 行 北本市

編 集 北本市市民経済部産業観光課

〒364-8633 埼玉県北本市本町 1 - 1 1 1

T E L 048-591-1111 (代表) F A X 048-592-5997

U R L <http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>



さくらと範頼伝説のまち
感動桜国きたもと
かんとらおうこく